

資料編

1. 福祉に関するアンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、平成29年6月1日現在で障害者手帳をお持ちの方及び障害児通所支援の利用者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

※ 10ページ以降にある「第2節 障がい者の状況」（平成29年3月末現在）の障がい者数は、基準日が異なることなどからアンケートの実施件数とは一致しません。

※ 掲載している表は百分率で記載していますが、四捨五入等の関係で合計が100%にならない場合があります。

(1) 実施概要

- ①調査期間 平成29年6月27日から7月12日まで
- ②調査方法 アンケート用紙を郵送し、返信用封筒により回収

(2) 調査数及び回答数

アンケート対象者とアンケートに回答していただいた方の状況 (単位: 件)

区分		発送件数	回収件数	回収率 (%)
身体障害者手帳	18歳以上	1,245	672	54.0
	18歳未満	36	11	30.6
療育手帳	18歳以上	105	71	67.6
	18歳未満	78	25	32.1
精神障害者保健福祉手帳	18歳以上	150	89	59.3
	18歳未満	1	0	0
手帳なし	18歳以上	0	0	0
	18歳未満	131	27	20.6
合計	18歳以上	1,500	832	55.5
	18歳未満	246	63	25.6
再計 (※)		1,728	879	50.9

※ アンケート対象者は、重複して手帳を所持している方（身体と療育両方の手帳を持っている等）や手帳の住所変更をしていない方などがいるため、実際の発送・回収件数は、「再計」の件数となります。

表1 年齢・障がい種別ごとの回答件数

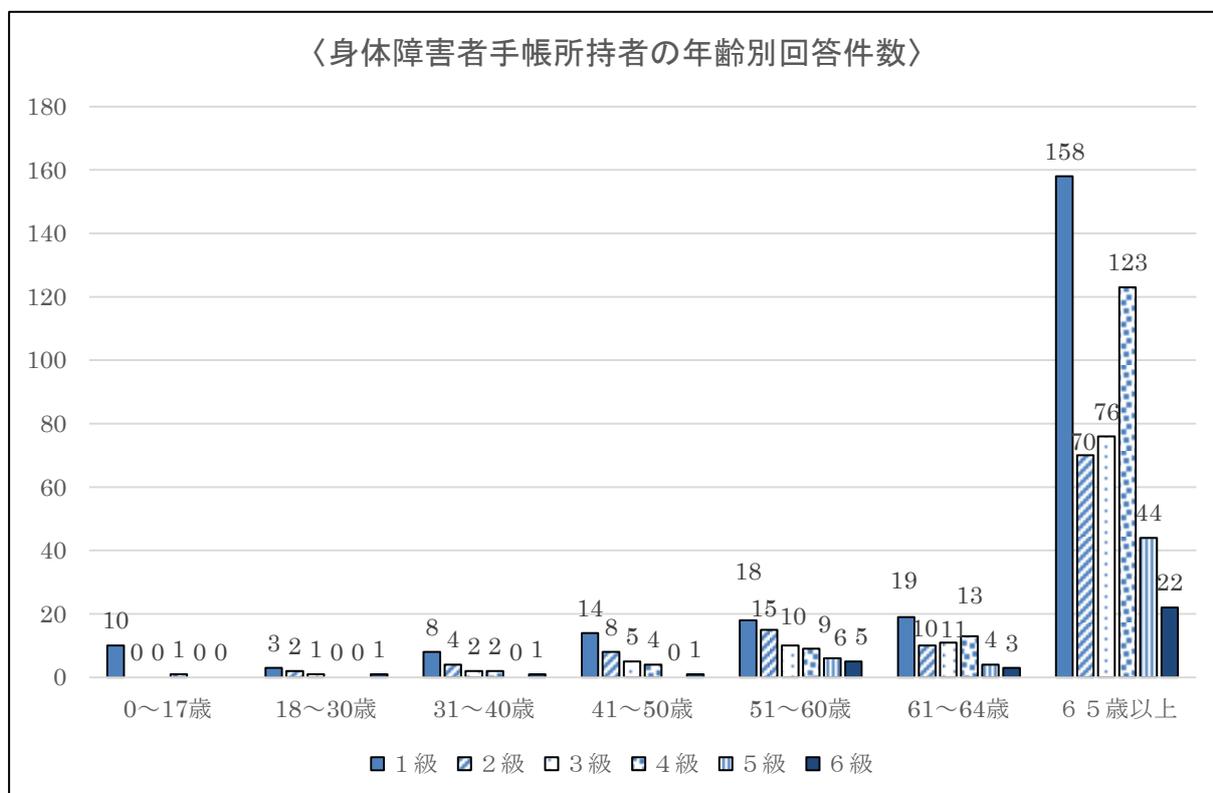
(単位:件)

手帳別 年齢	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳			計	割合 (%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級		
0～17歳	10	0	0	1	0	0	5	20				36	4.1%
18～30歳	3	2	1	0	0	1	12	18	1	2	4	44	5.1%
31～40歳	8	4	2	2	0	1	4	7	1	9	5	43	5.0%
41～50歳	14	8	5	4	0	1	2	14	1	18	4	71	8.2%
51～60歳	18	15	10	9	6	5	2	3	2	5	2	77	8.9%
61～64歳	19	10	11	13	4	3	2	1	4	6	3	76	8.8%
65歳以上	158	70	76	123	44	22	5	1	7	11	4	521	60.0%
計	230	109	105	152	54	33	32	64	16	51	22	868	100%
割合(%)	26.5%	12.6%	12.1%	17.5%	6.2%	3.8%	3.7%	7.4%	1.8%	5.9%	2.5%	100%	

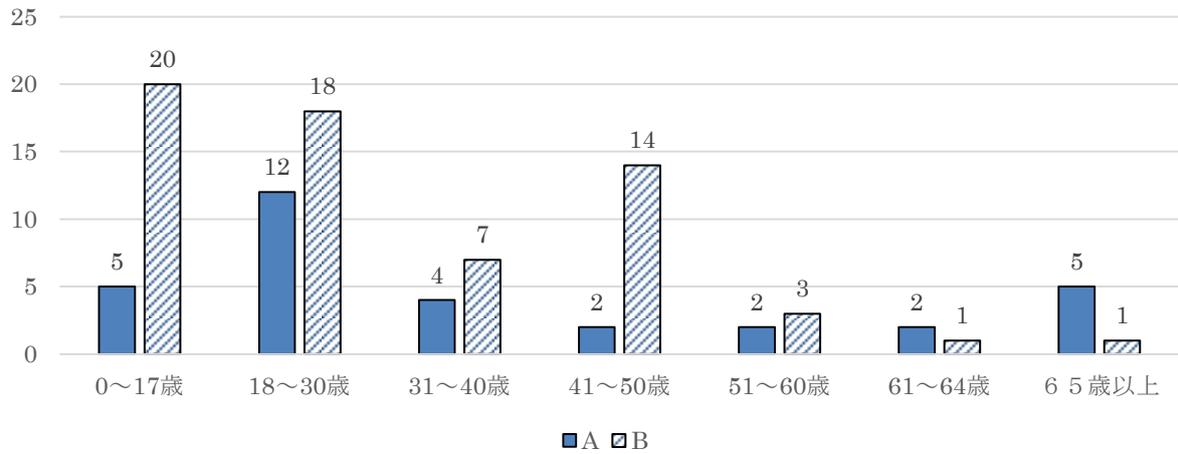
表1は、アンケートに回答していただいた方の年齢別・障がい種別ごとの状況となっています。

年齢別では、65歳以上の占める割合が最も高く60.0%、次いで51～60歳が8.9%となっています。

障がいの等級別では、身体障害者手帳1級が26.5%と最も高く、次いで身体障害者手帳4級が17.5%となっています。



〈療育手帳所持者の年齢別回答件数〉



〈精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別回答件数〉

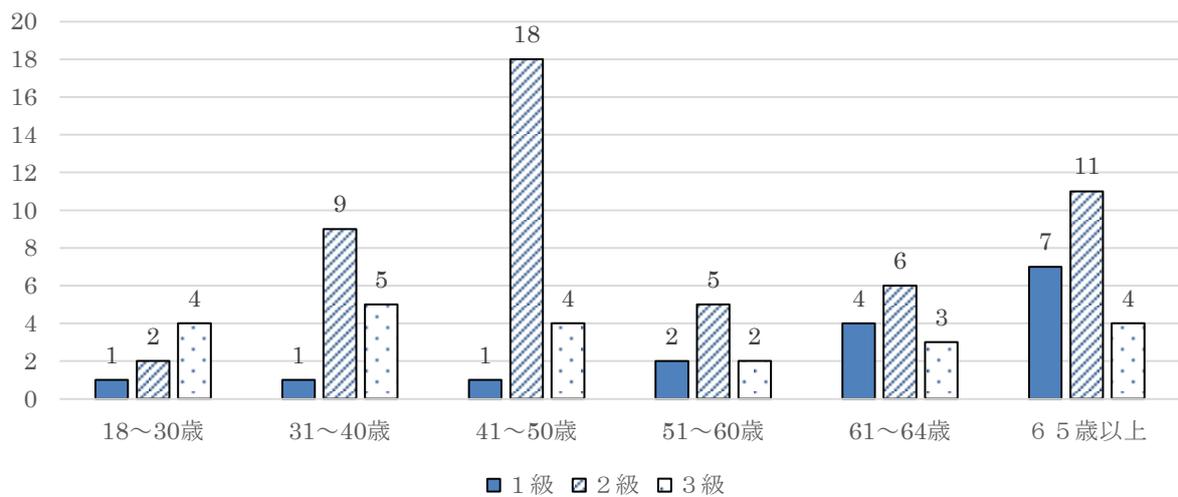


表2 身体障がい者の年齢別障がい内容

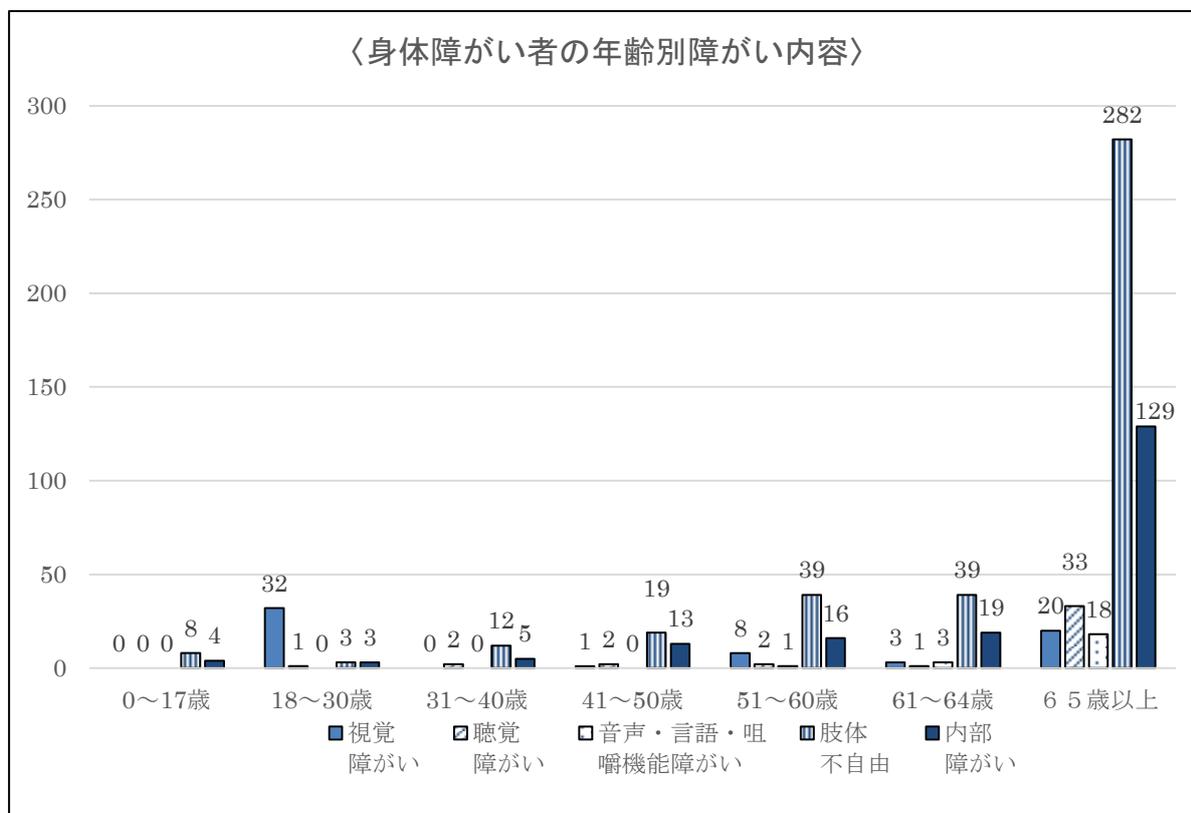
(単位：件)

障がい名 年齢	視覚 障がい	聴覚 障がい	音声・言語・咀嚼 機能障がい	肢体 不自由	内部 障がい	合計	割合 (%)
0～17歳	0	0	0	8	4	12	1.7%
18～30歳	32	1	0	3	3	39	5.4%
31～40歳	0	2	0	12	5	19	2.6%
41～50歳	1	2	0	19	13	35	4.9%
51～60歳	8	2	1	39	16	66	9.2%
61～64歳	3	1	3	39	19	65	9.1%
65歳以上	20	33	18	282	129	482	67.1%
計	64	41	22	402	189	718	100.0%
割合(%)	8.9%	5.7%	3.1%	56.0%	26.3%	100.0%	

表2は、アンケートに回答していただいた方のうち、身体障害者手帳所持者の年齢・障がい部位別による集計となっています。

年齢別構成は、表1と同様に65歳以上の割合が大半を占めています。

障がい部位別では、肢体不自由が402名(56.0%)、内部障がいが189名(26.3%)となっています。

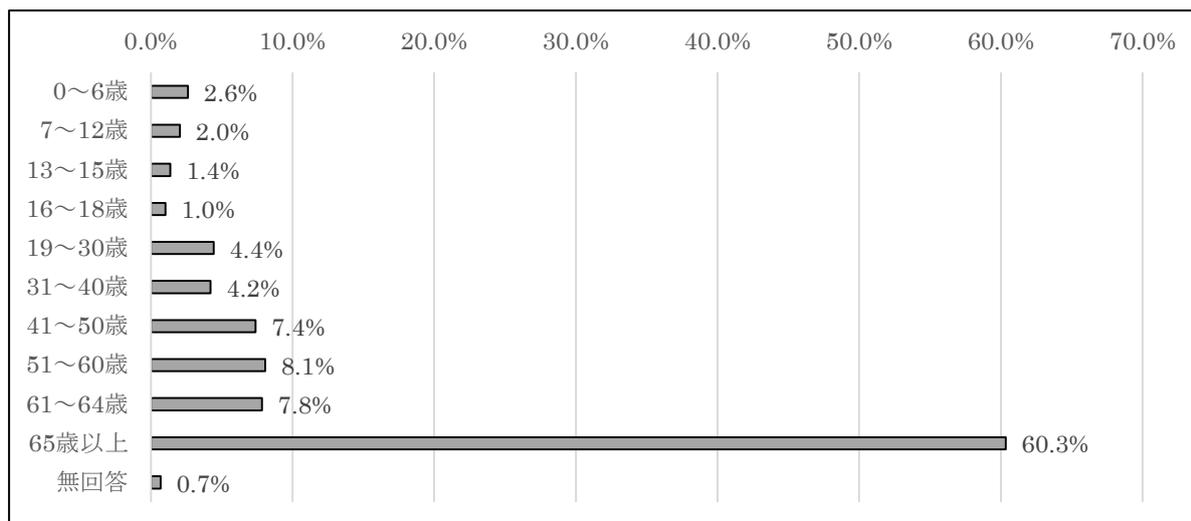


(3) アンケートの回答結果

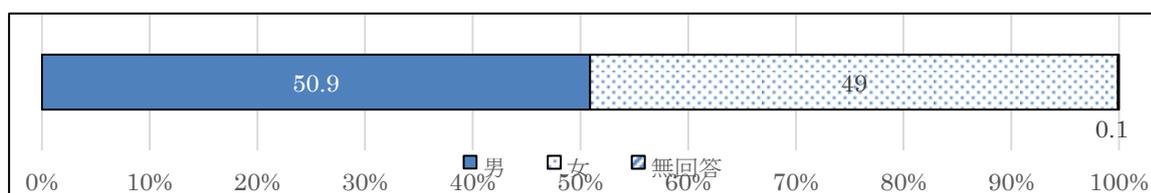
本アンケートでは、18歳以上と18歳未満に分けて調査を行いました。その中で主な設問についてそれぞれ回答結果をまとめました。今回のアンケート結果につきましては、今後の障がい福祉施策を推進するための資料として使用します。

【18歳以上の回答結果】

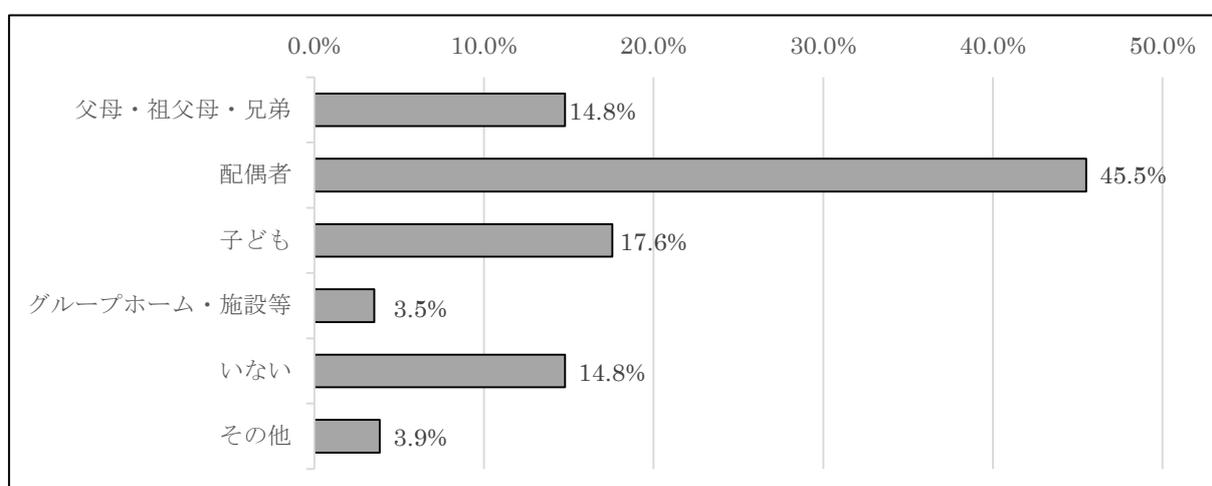
①あなたの年齢をお答えください。



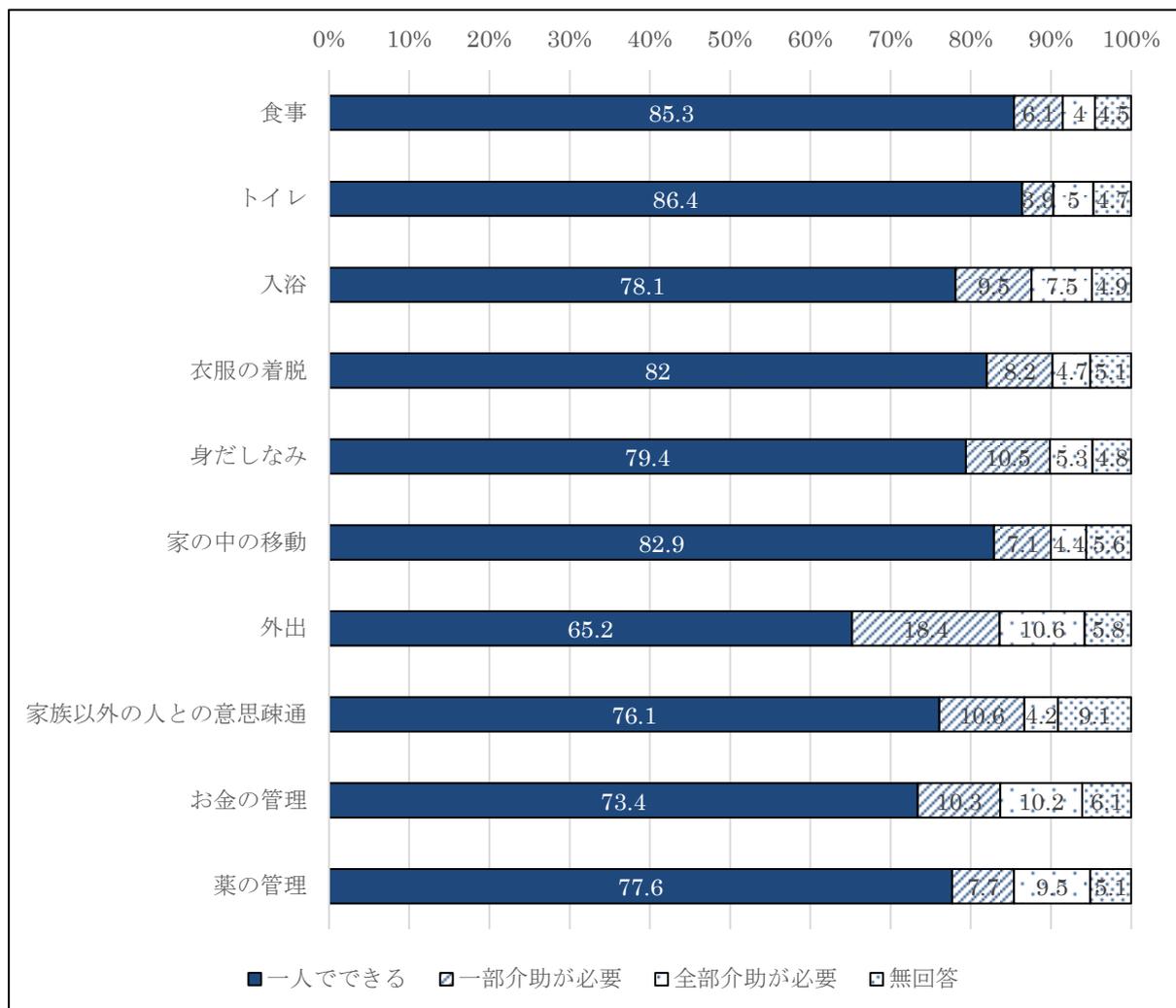
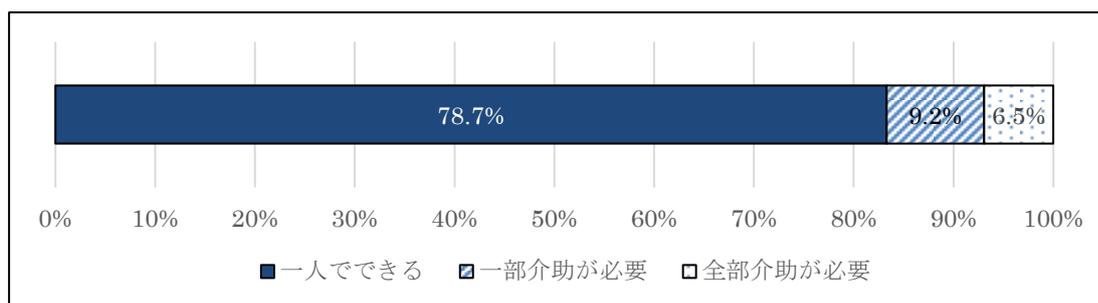
②あなたの性別をお答えください。



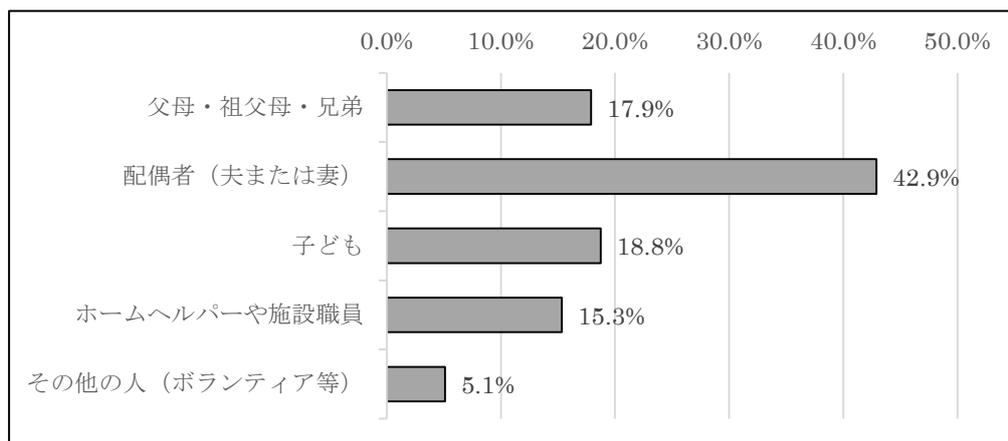
③現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。



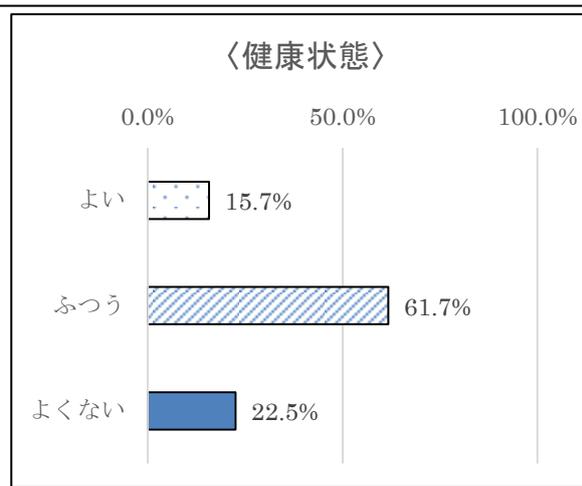
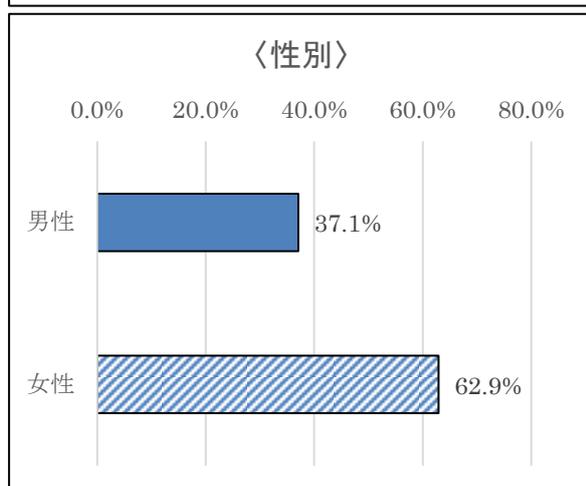
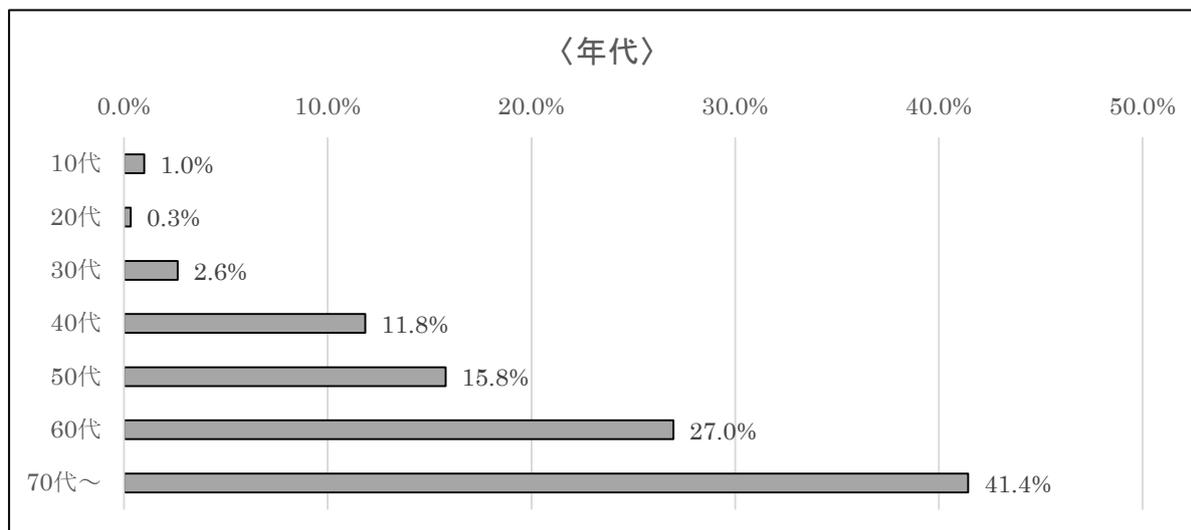
④日常生活で、次のことをどのようにしていますか。



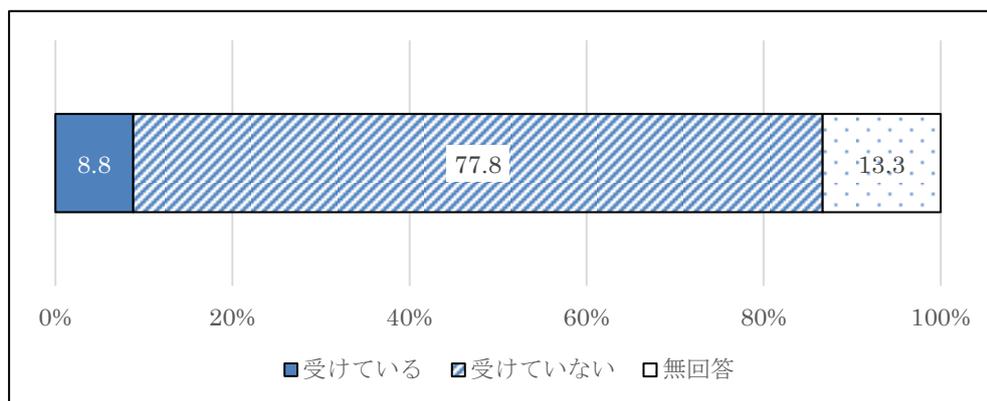
⑤あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。



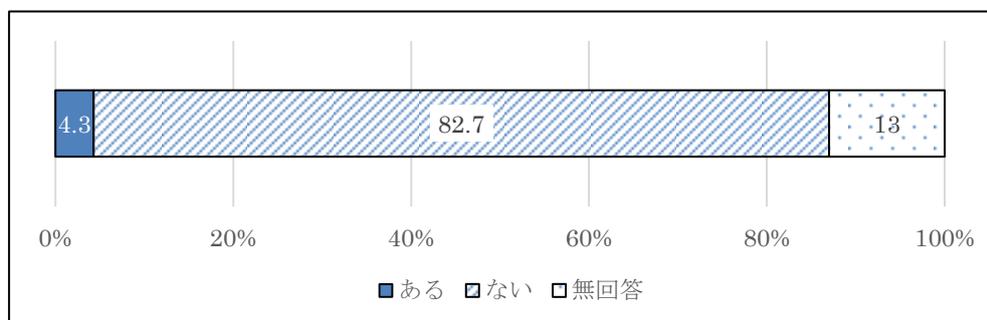
⑥あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。



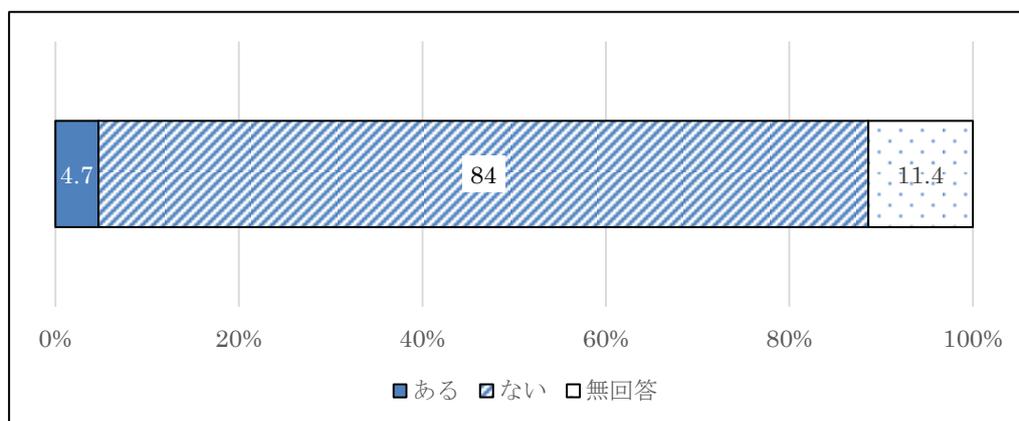
⑦あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。



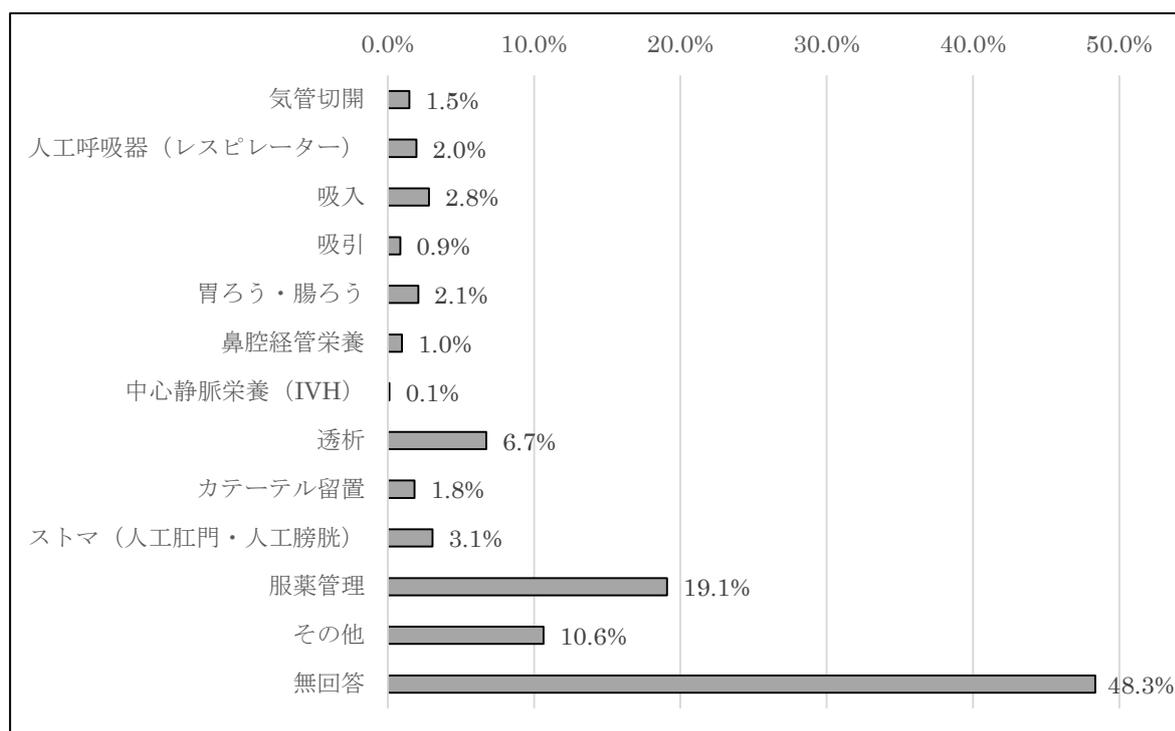
⑧あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。



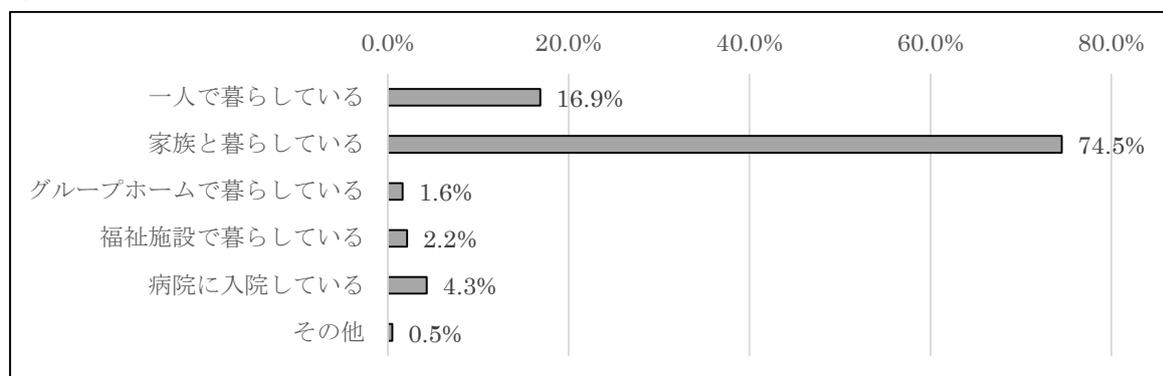
⑨あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。



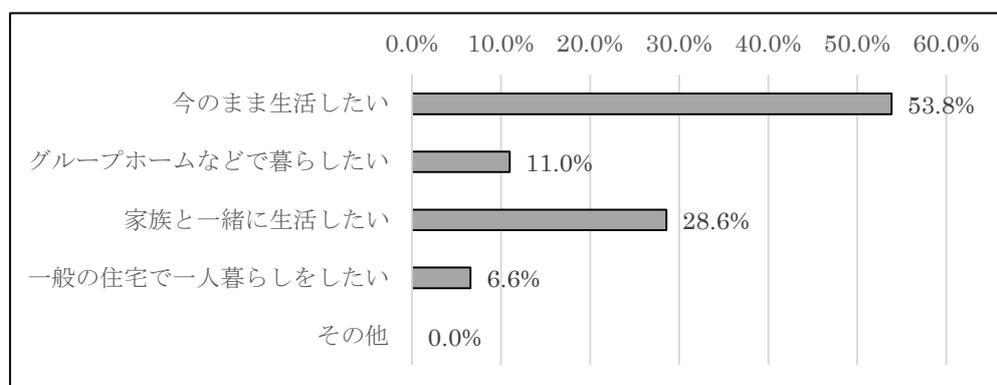
⑩あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。



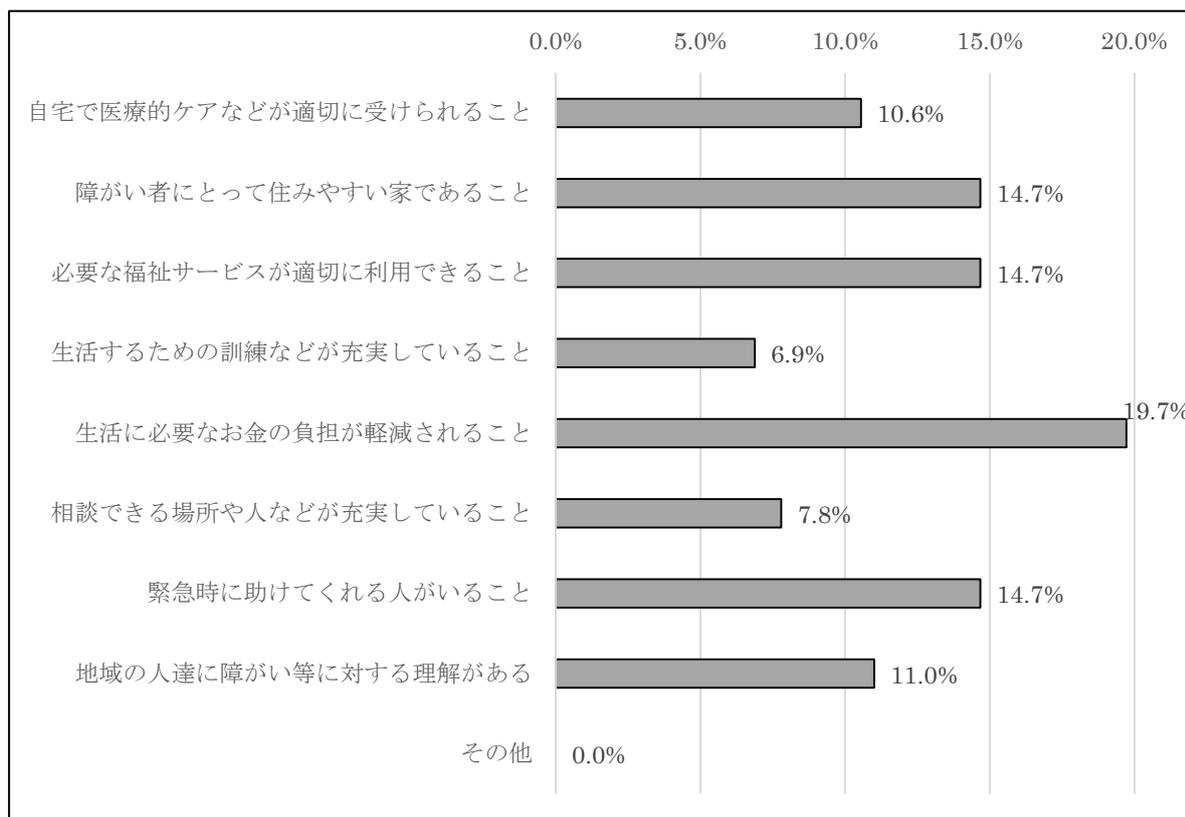
⑪あなたは現在どのように暮らしていますか。



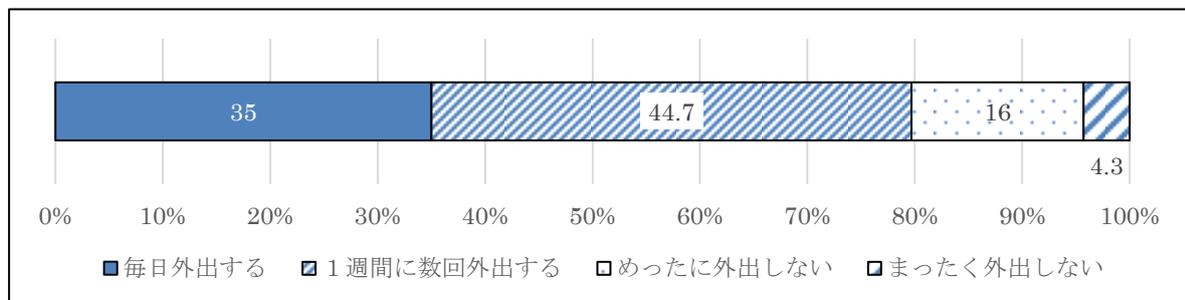
⑫あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。



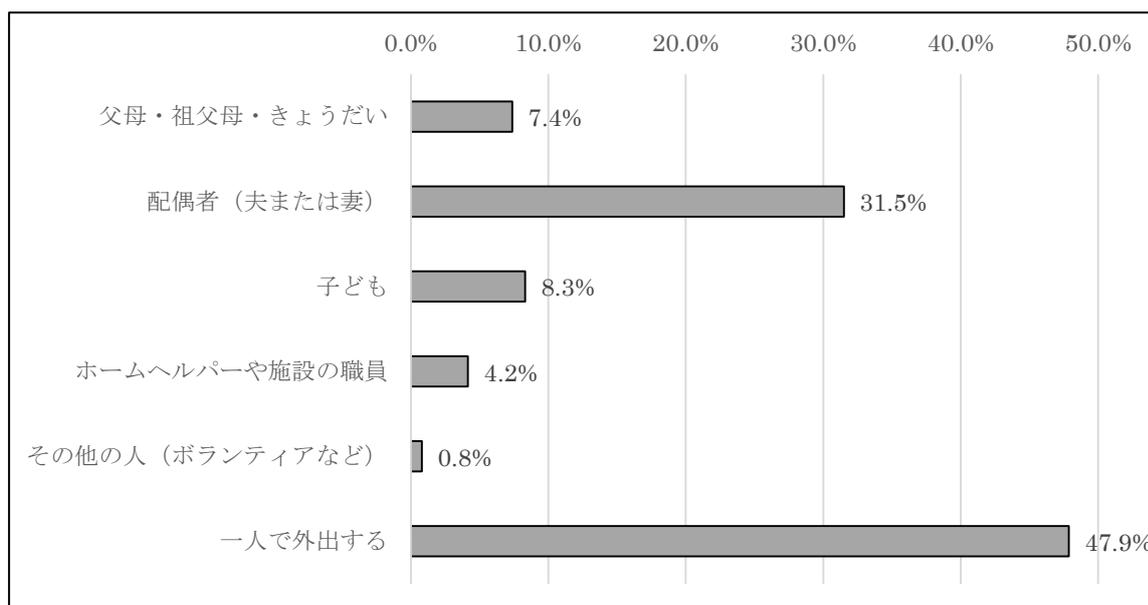
⑬地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。



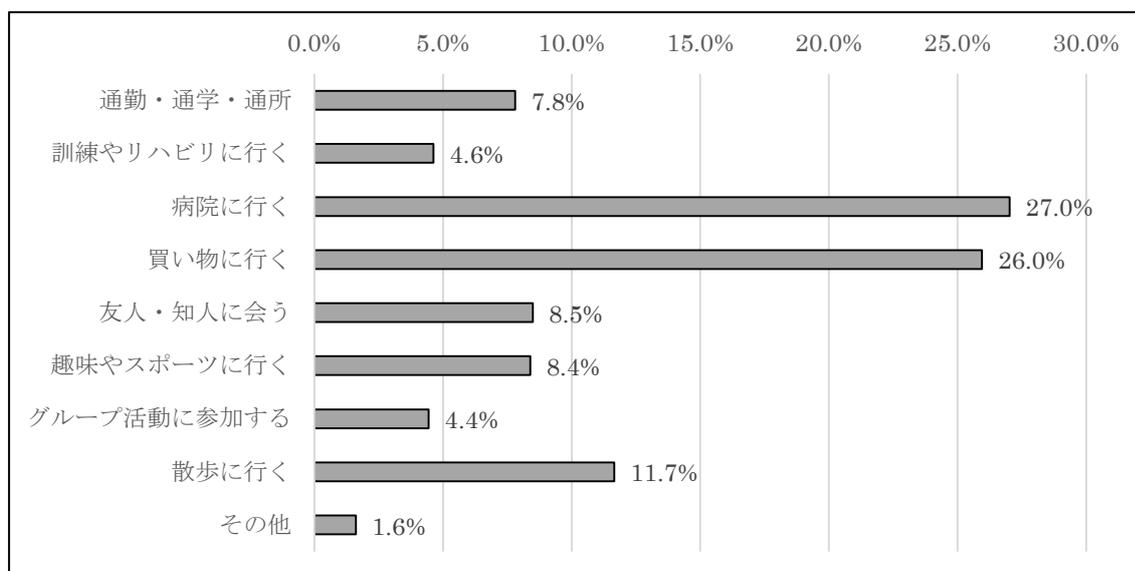
⑭あなたは1週間にどの程度外出しますか。



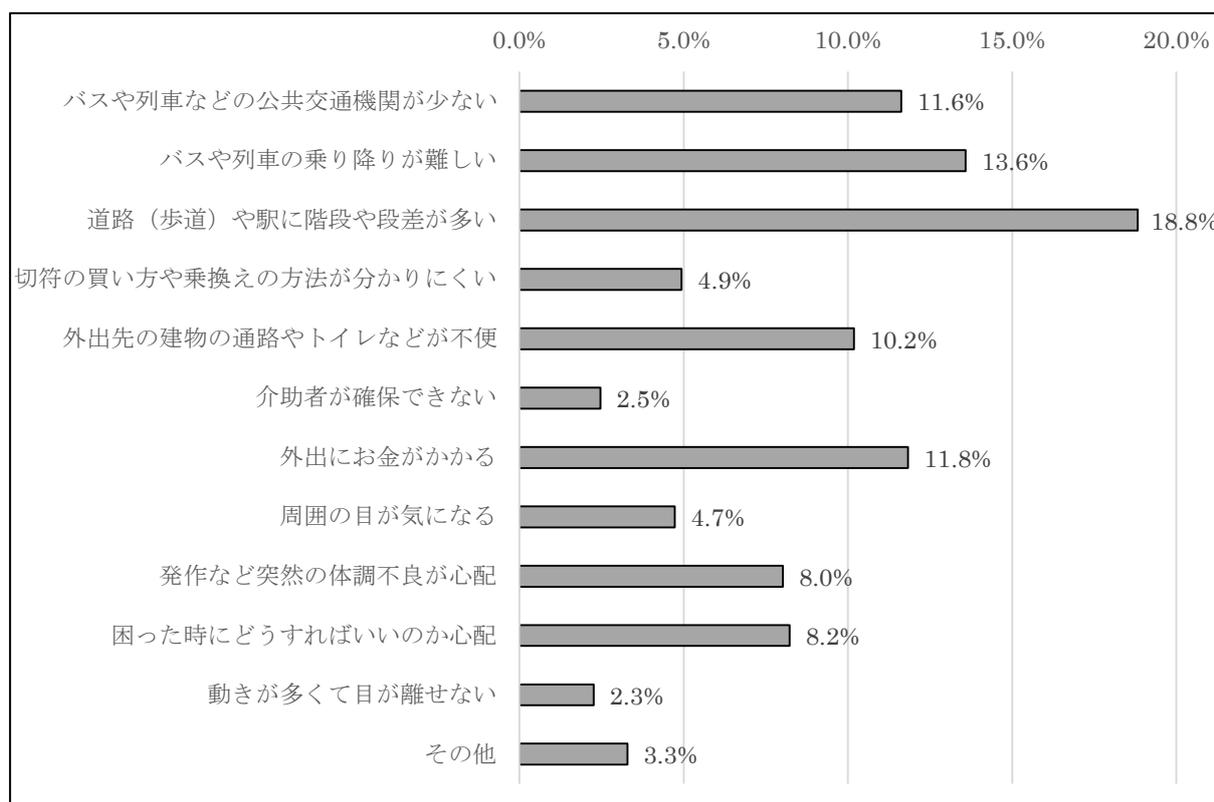
⑮あなたが外出する際の主な同伴者はどなたですか。



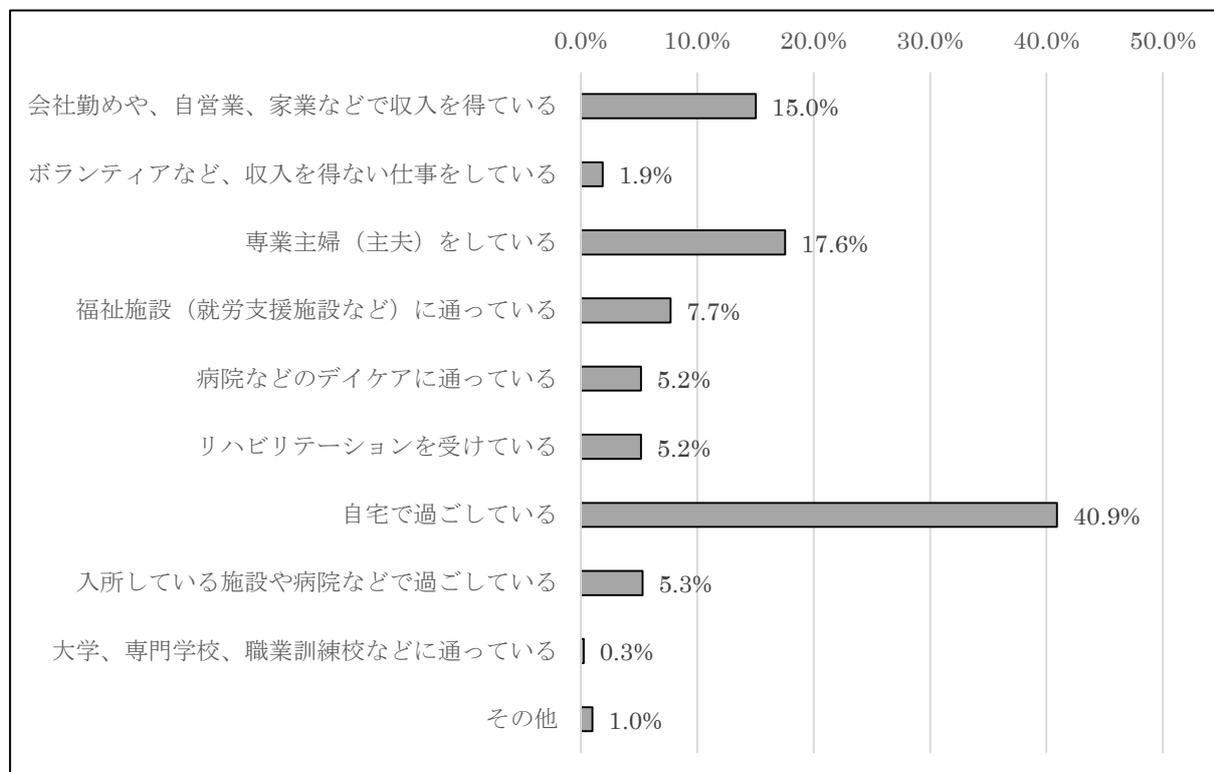
⑯あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。



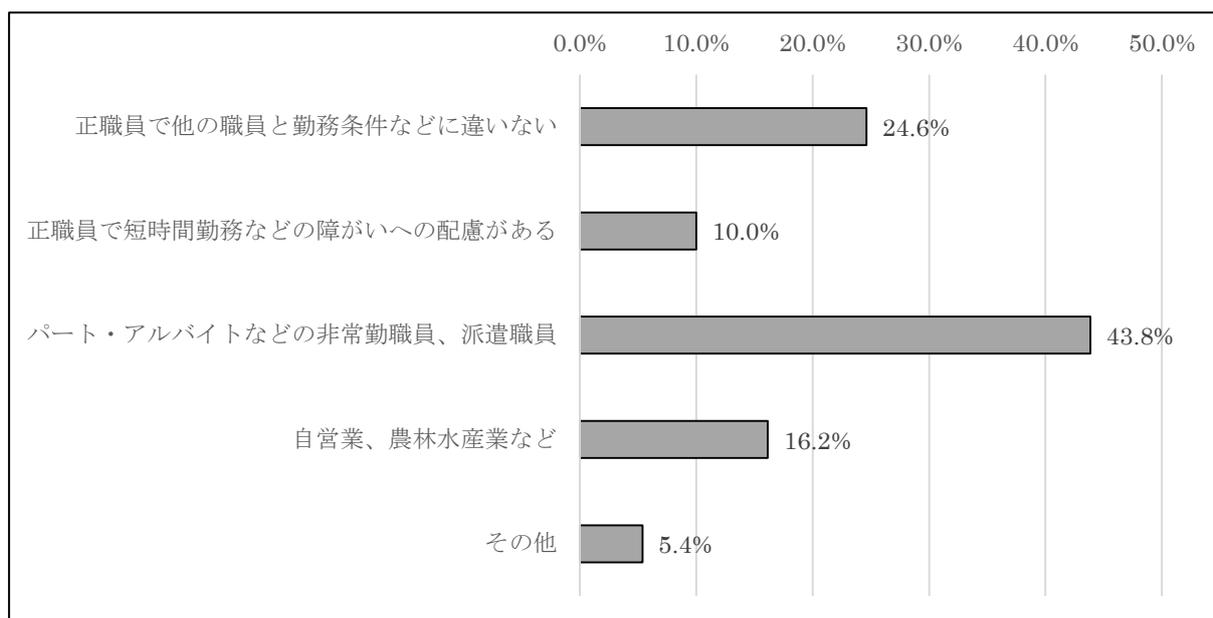
⑰あなた（同伴者）が外出する際に困ることは何ですか。



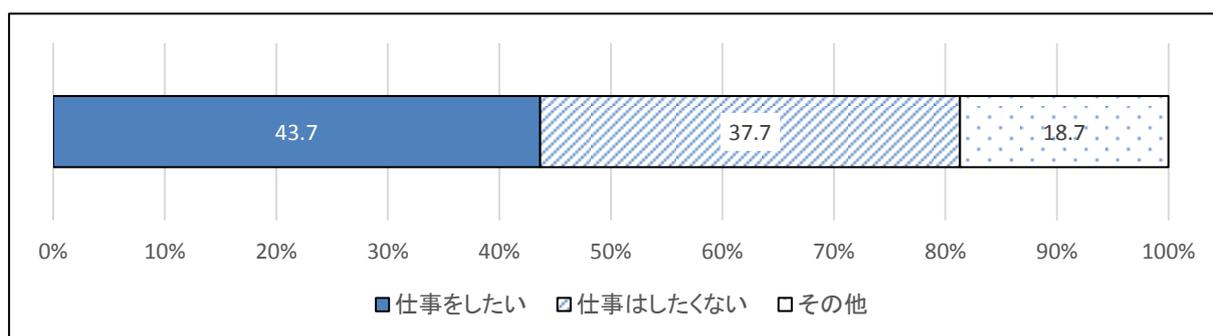
⑱あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。



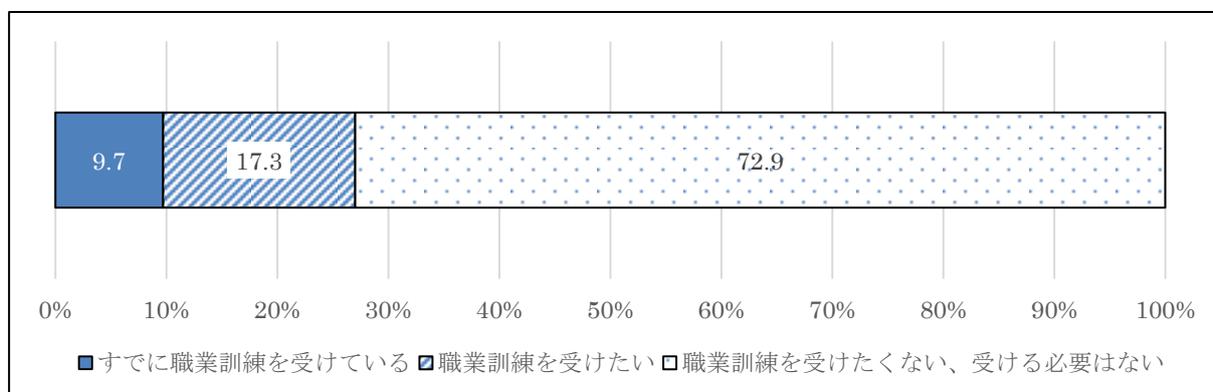
⑱どのような勤務形態で働いていますか。



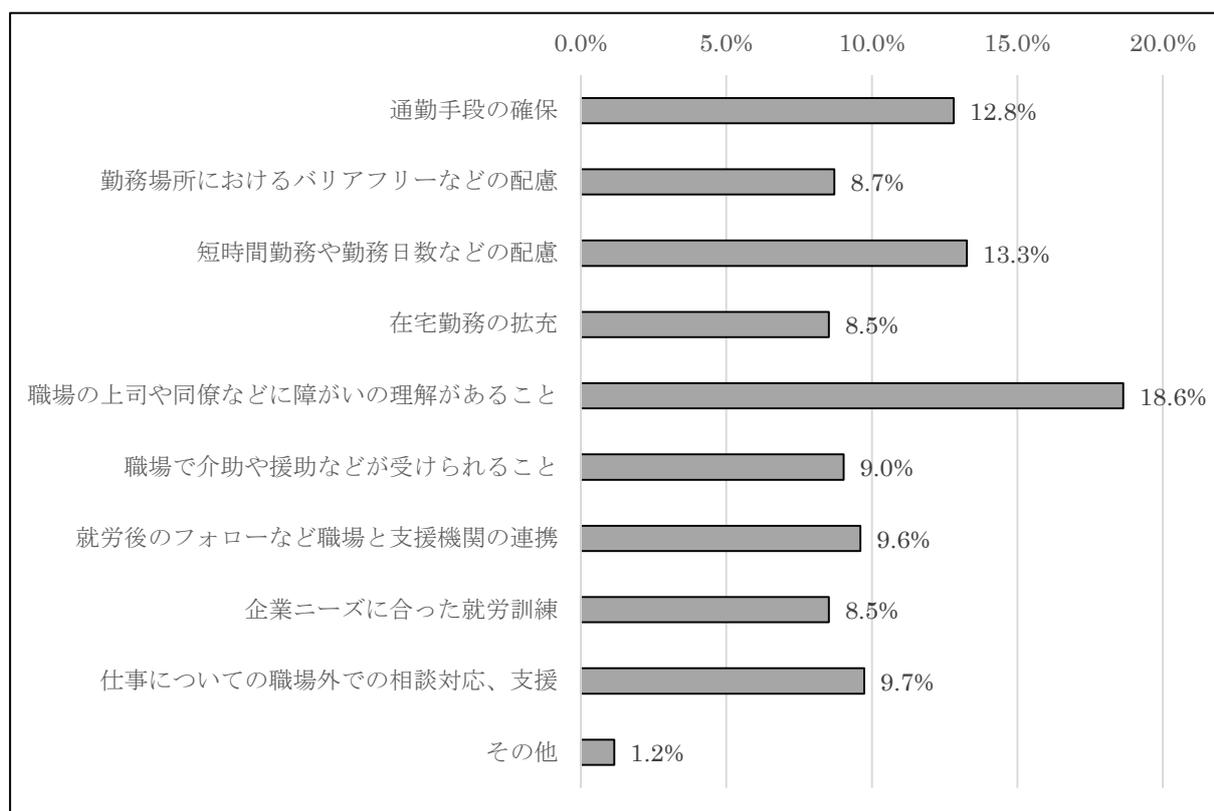
⑳あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。



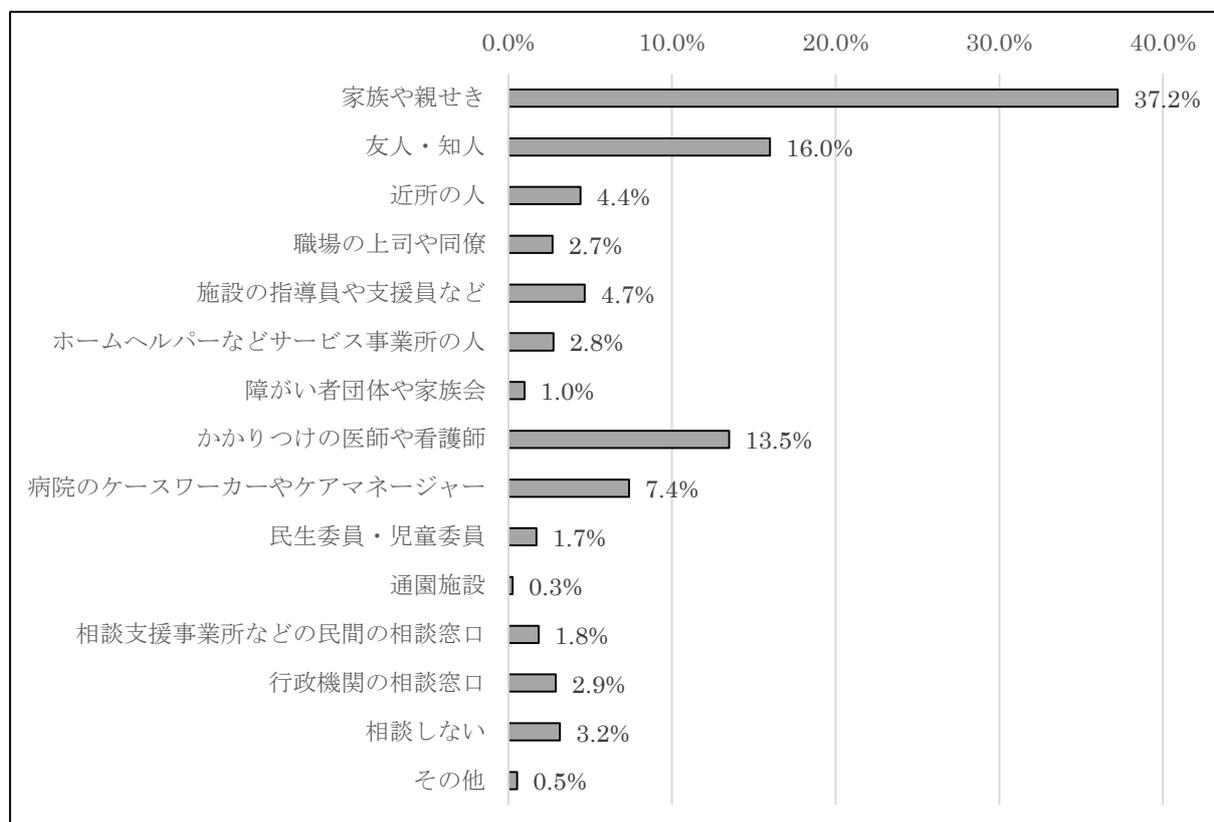
㉑収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。



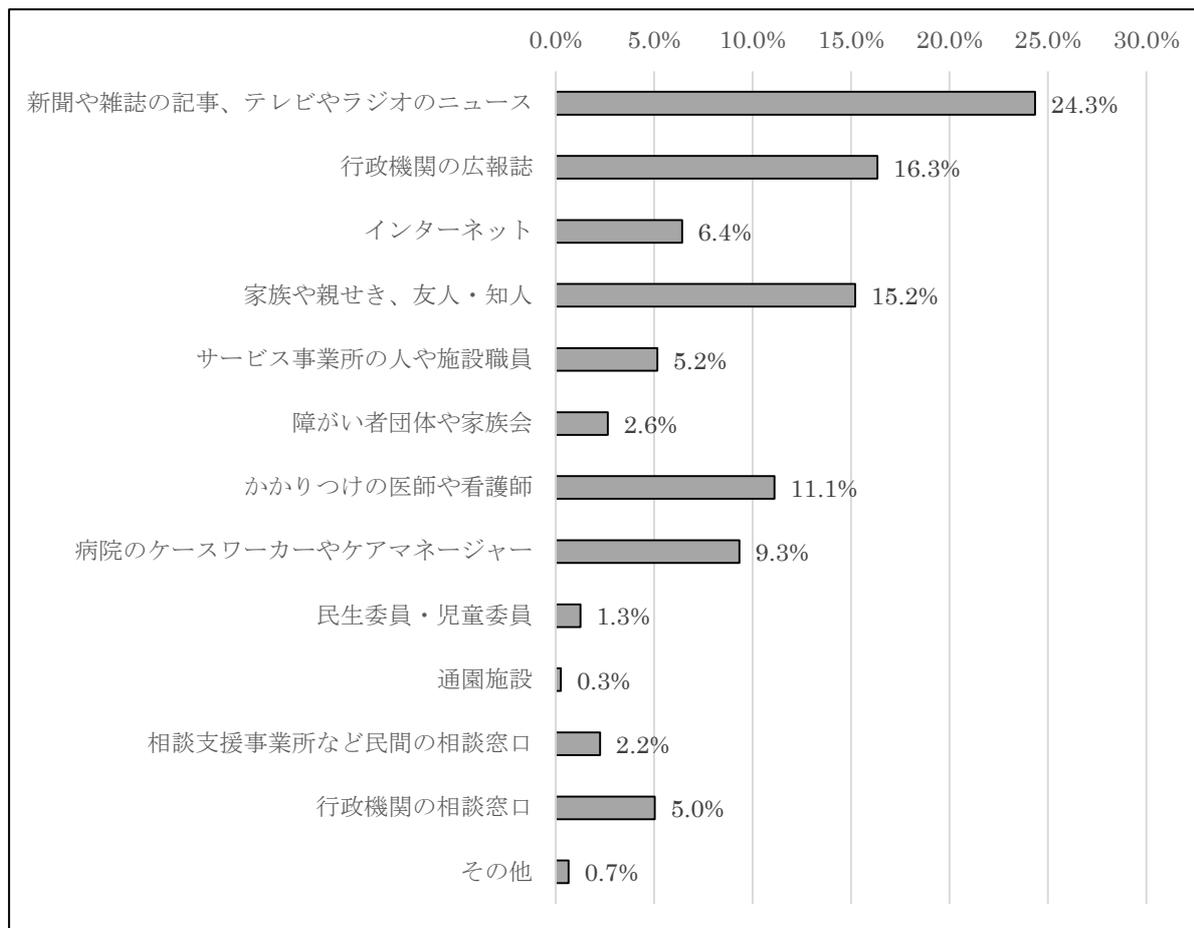
⑳あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。



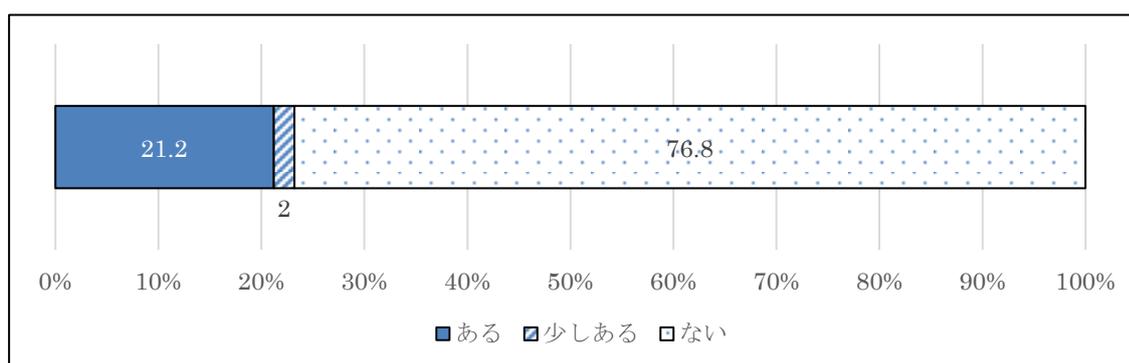
㉑あなたは、普段、悩み事や困ったことなどをどなたに相談しますか。



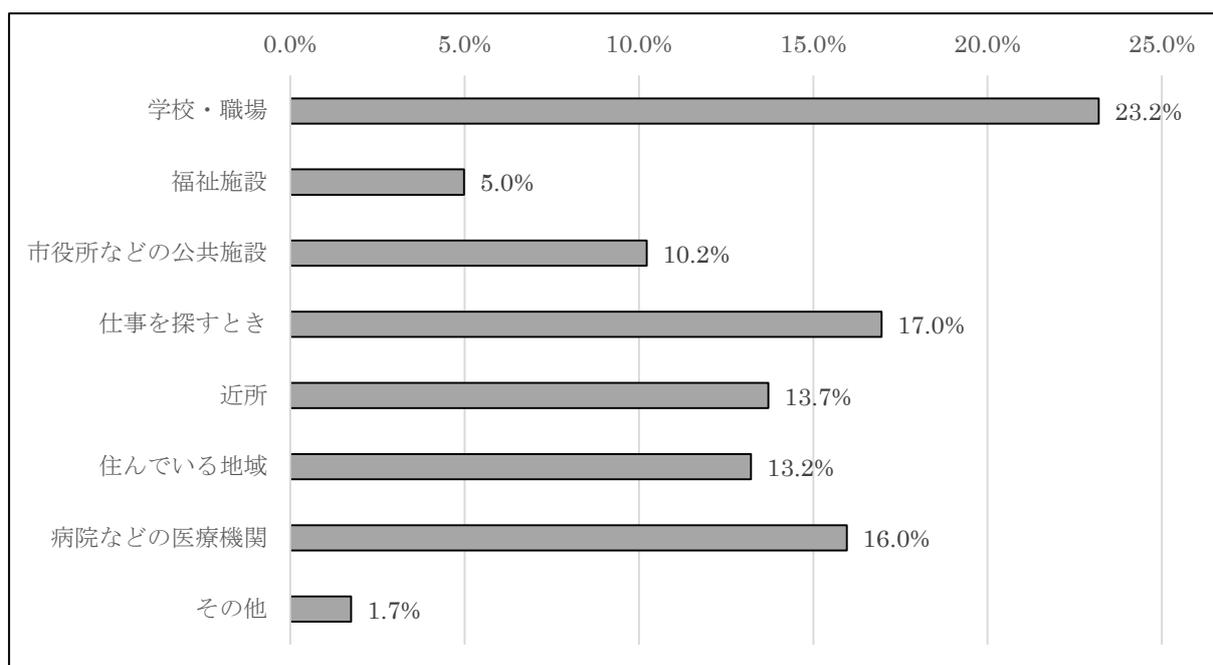
②④あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。



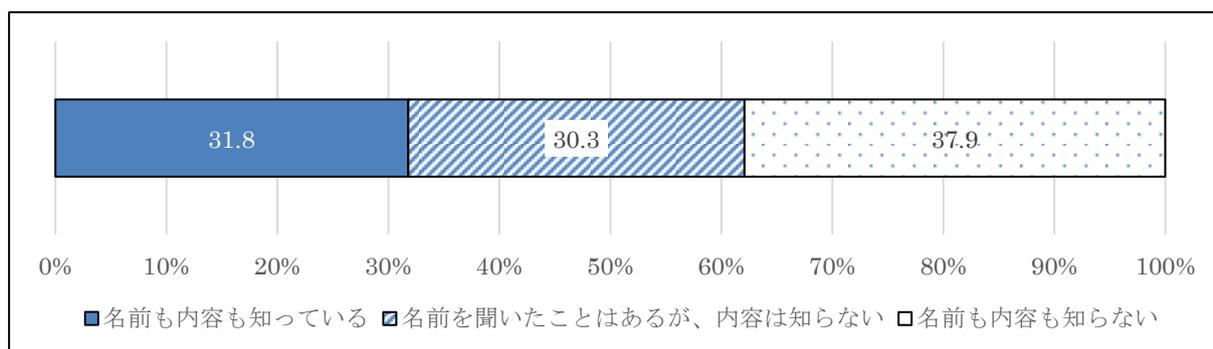
②⑤あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



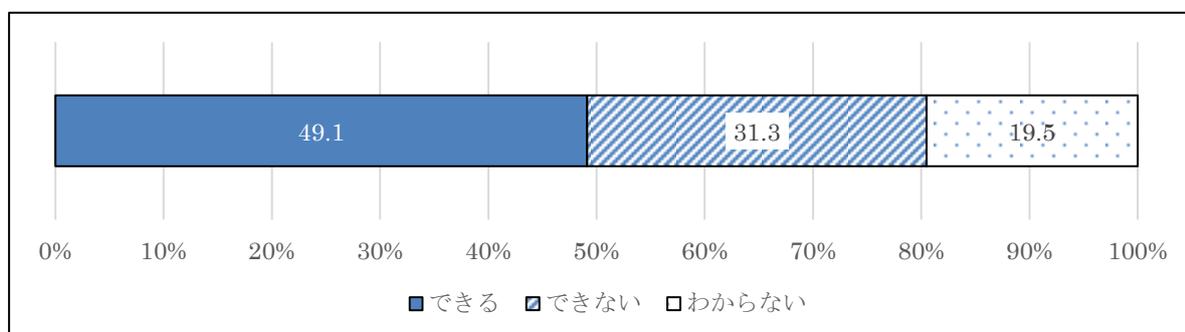
⑳どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。



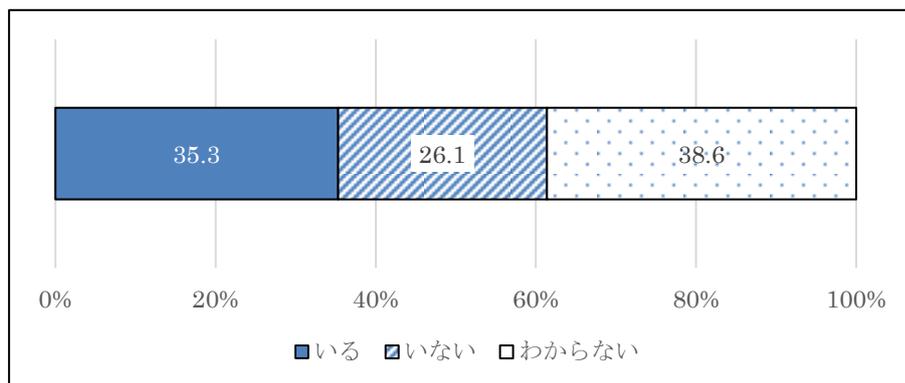
㉑成年後見制度をご存じですか。



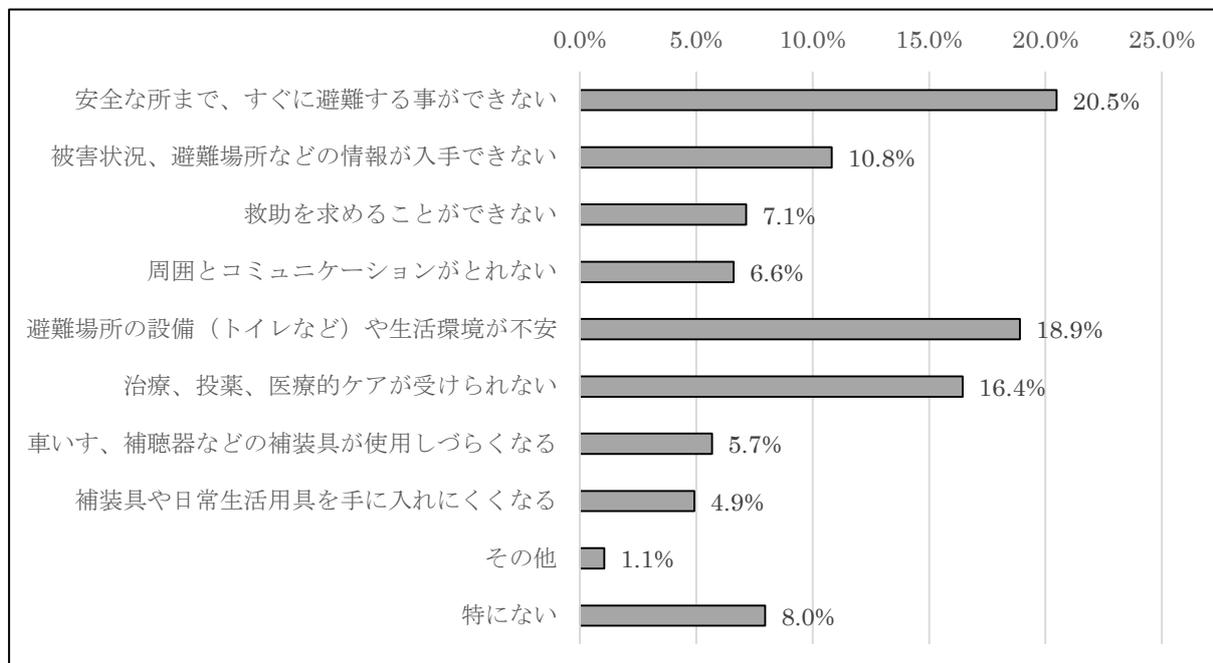
㉒あなたは火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。



⑳家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

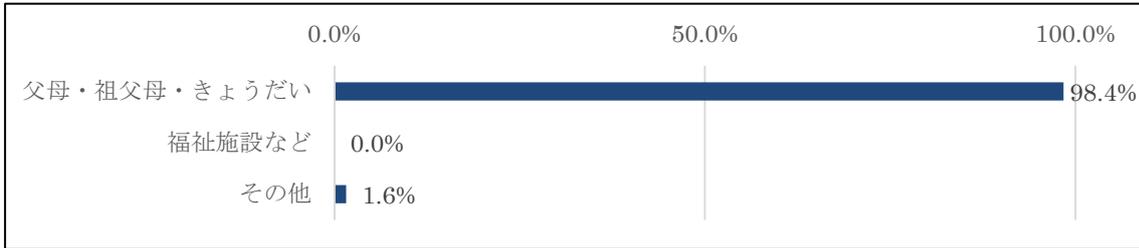


㉑火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。

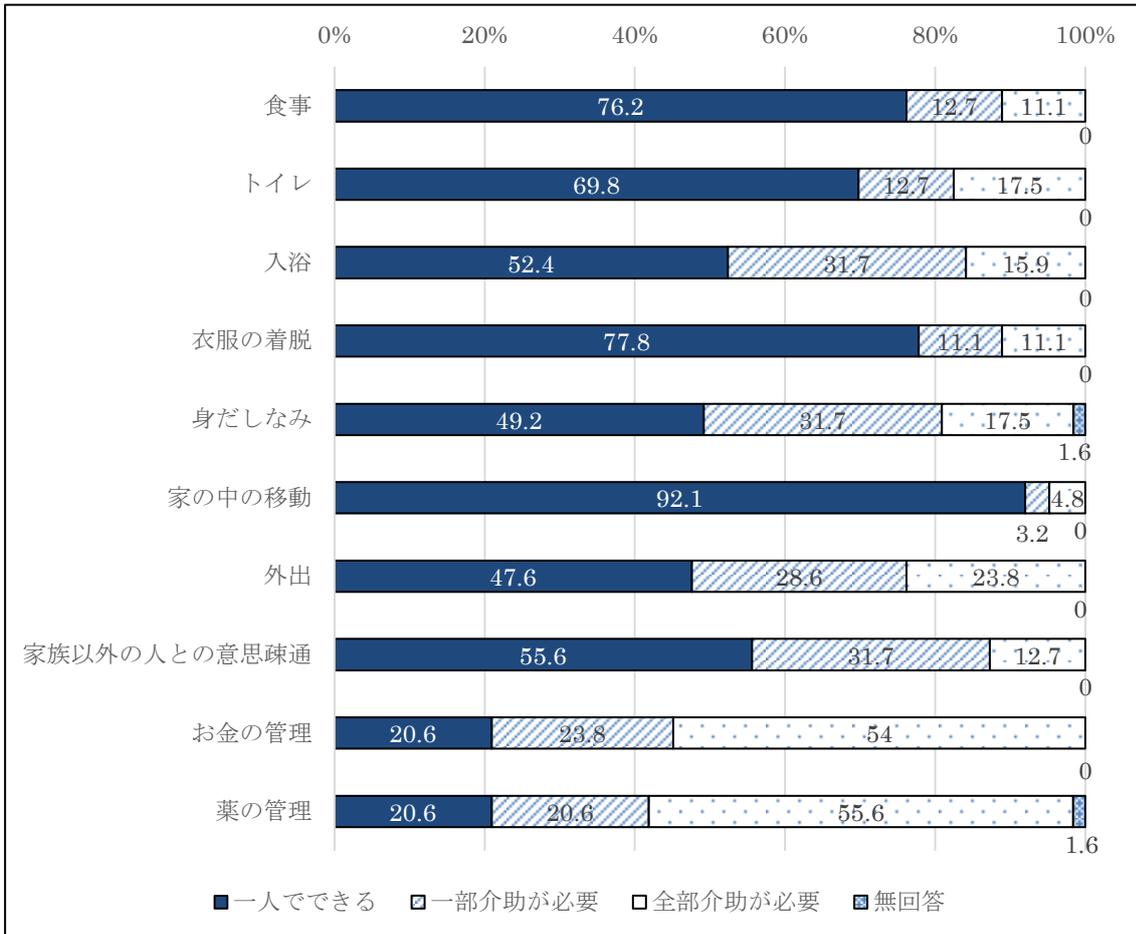
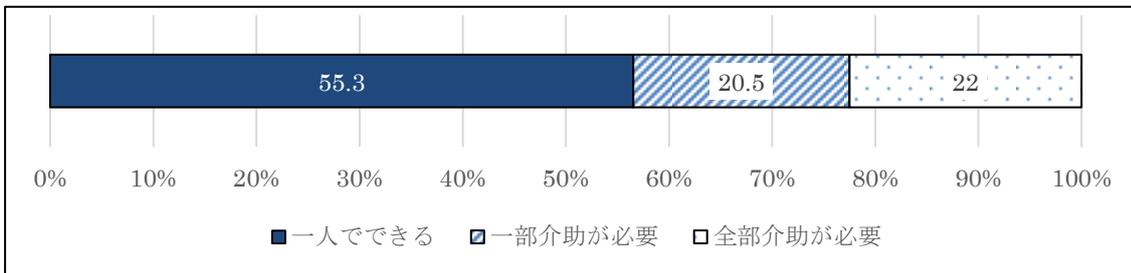


【18歳未満の回答結果】

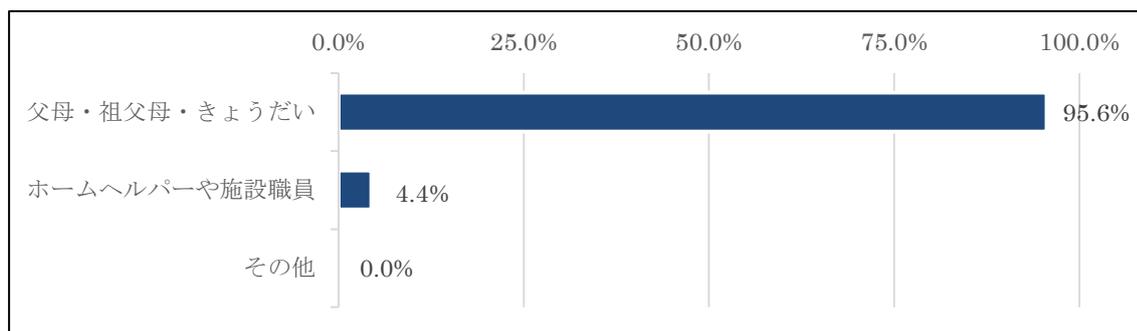
①現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。



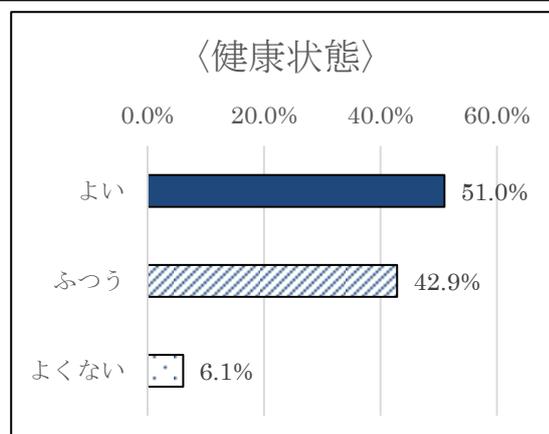
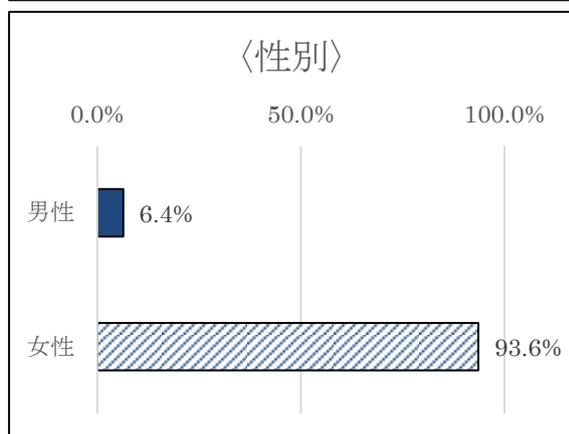
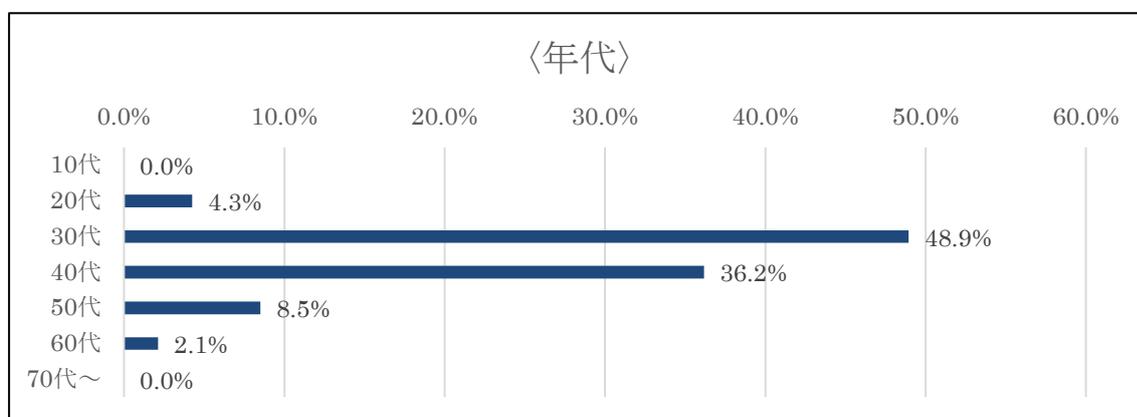
②日常生活で、次のことをどのようにしていますか。



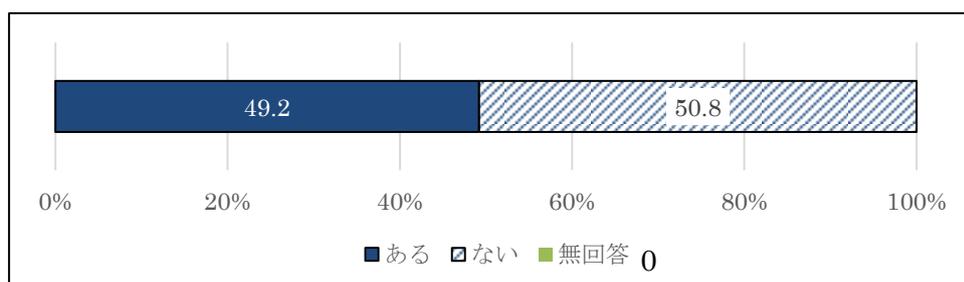
③あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。



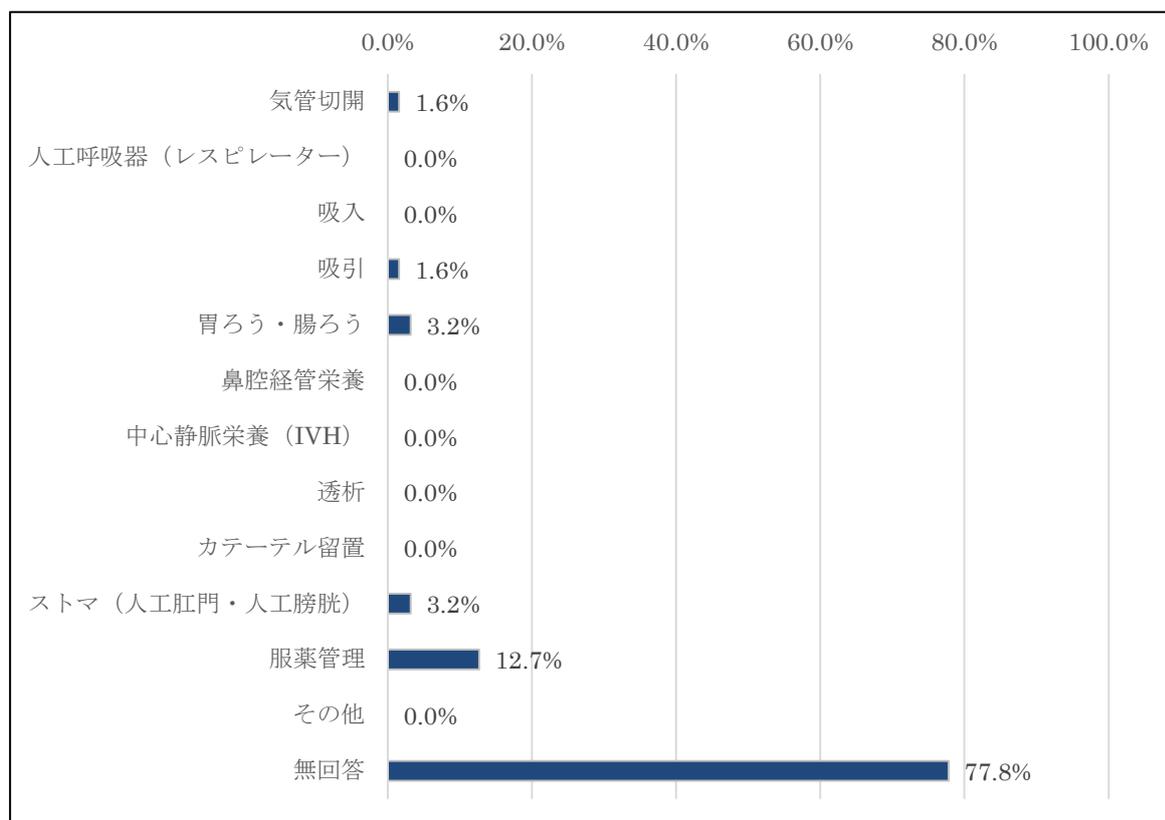
④あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。



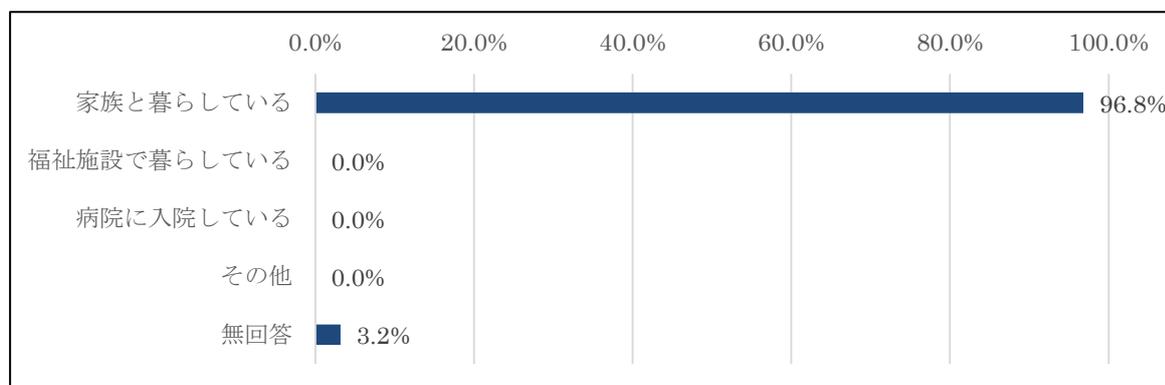
⑤あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。



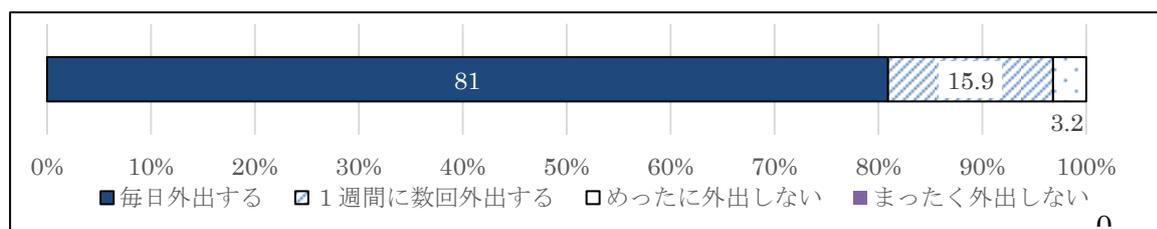
⑫あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。



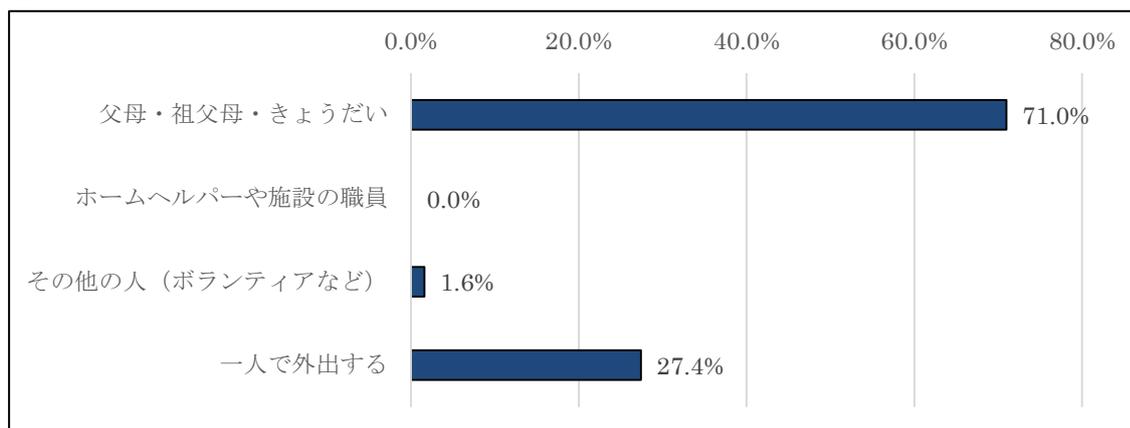
⑬あなたは現在どのように暮らしていますか。



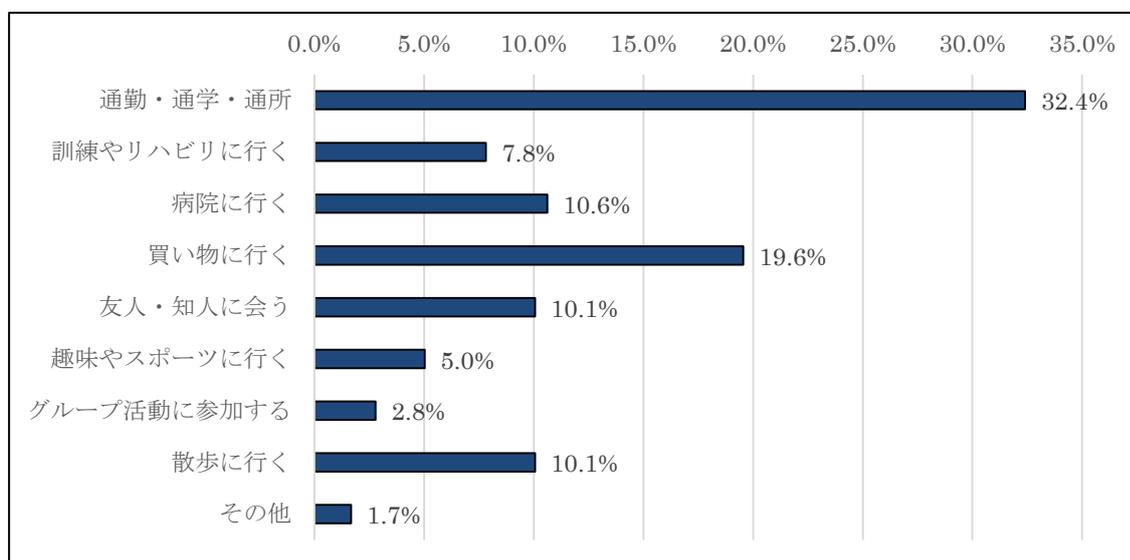
⑭あなたは1週間にどの程度外出しますか。



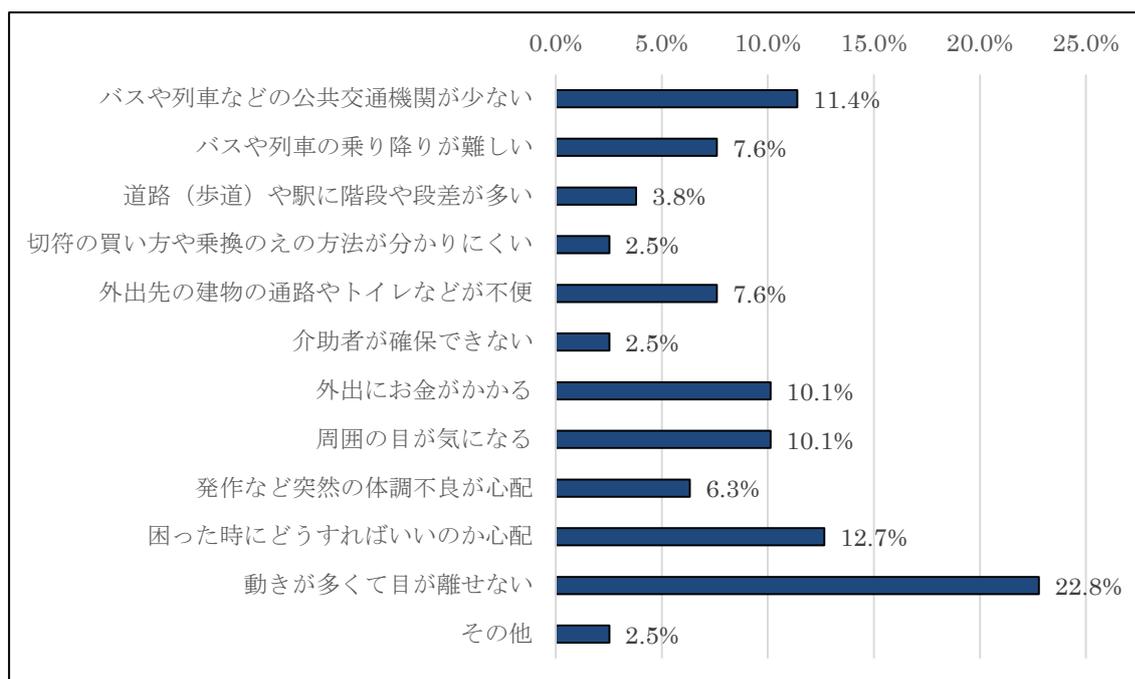
⑮あなたが外出する際の主な同伴者はどなたですか。



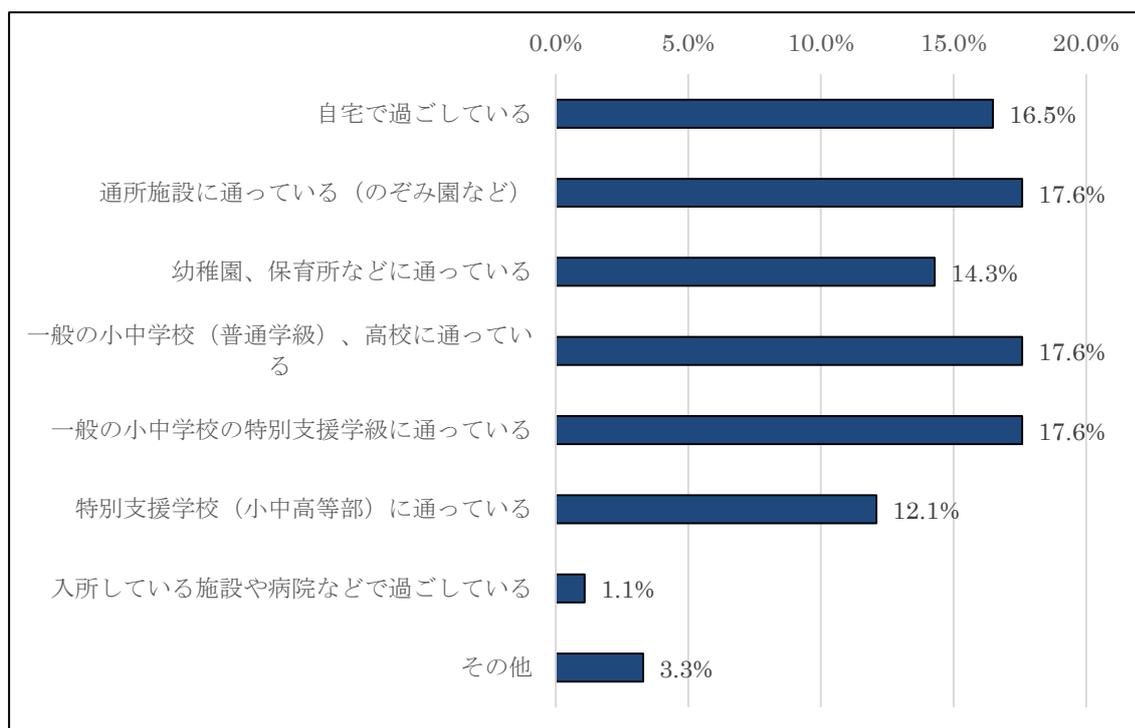
⑯あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。



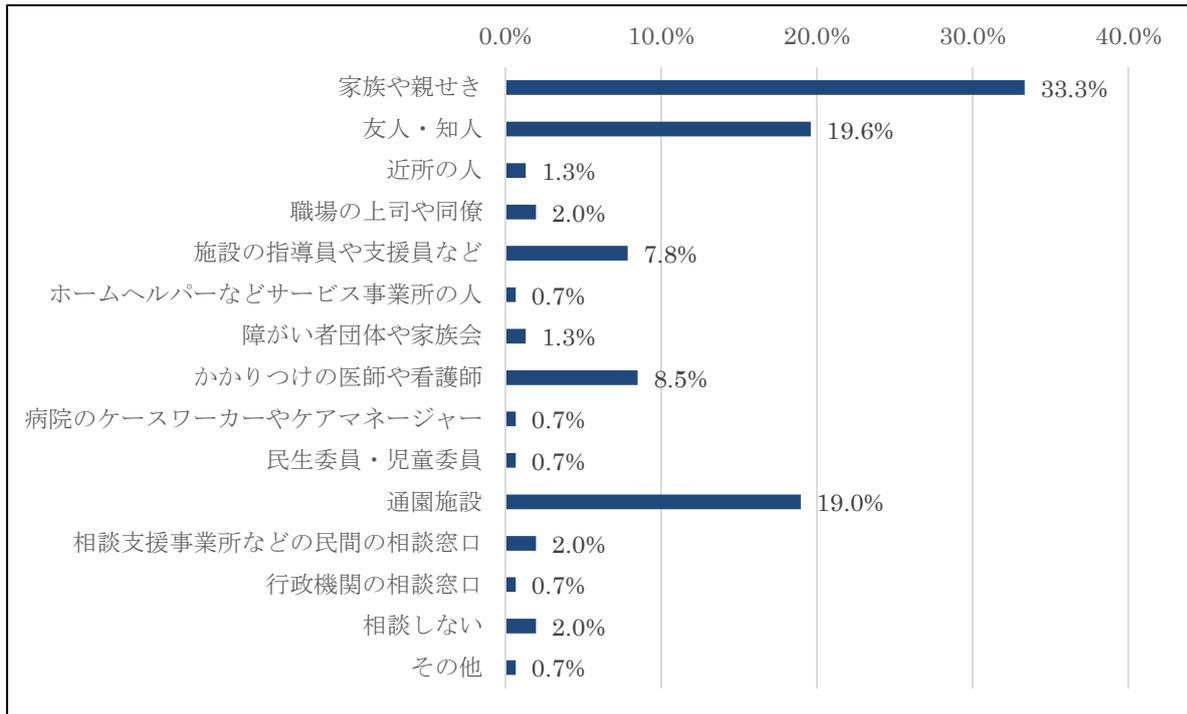
⑰あなた（同伴者）が外出する時に困ることは何ですか。



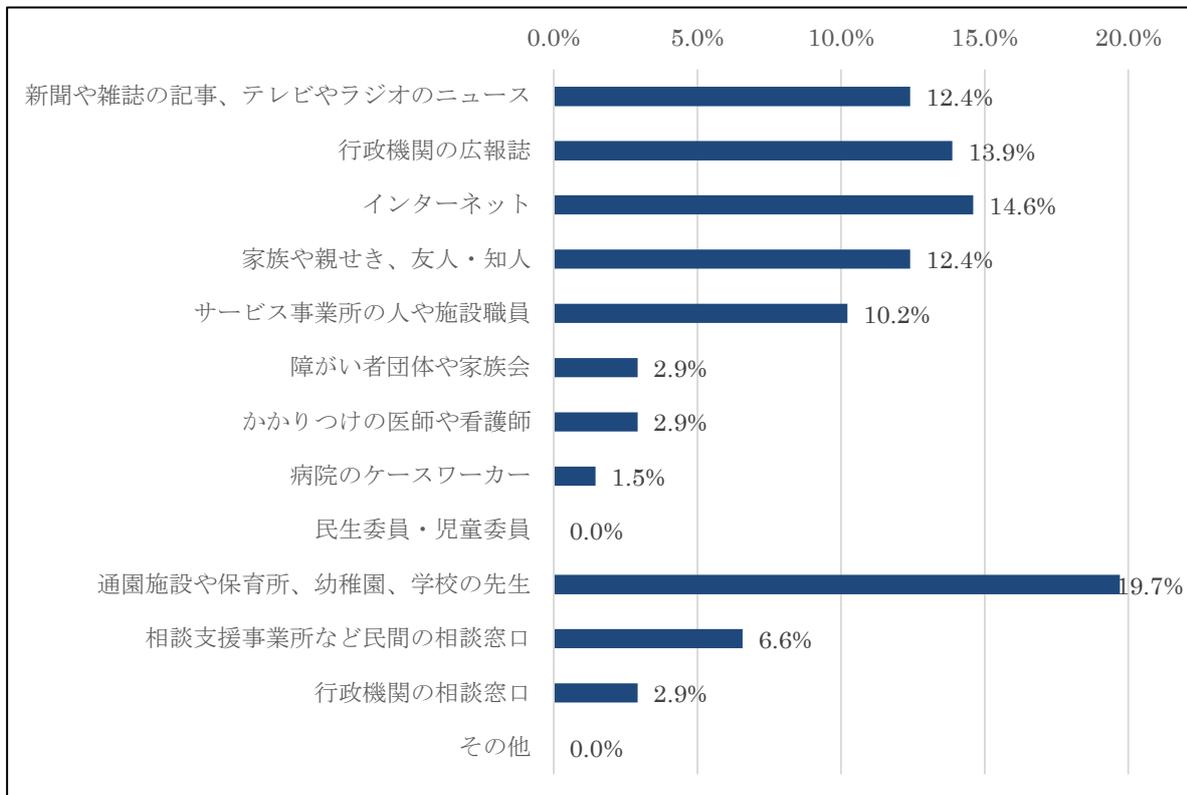
⑱あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。



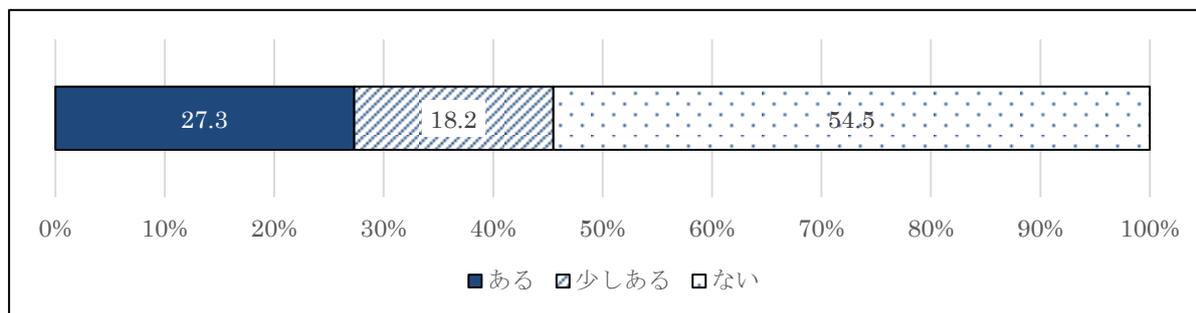
⑱あなたは、普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。



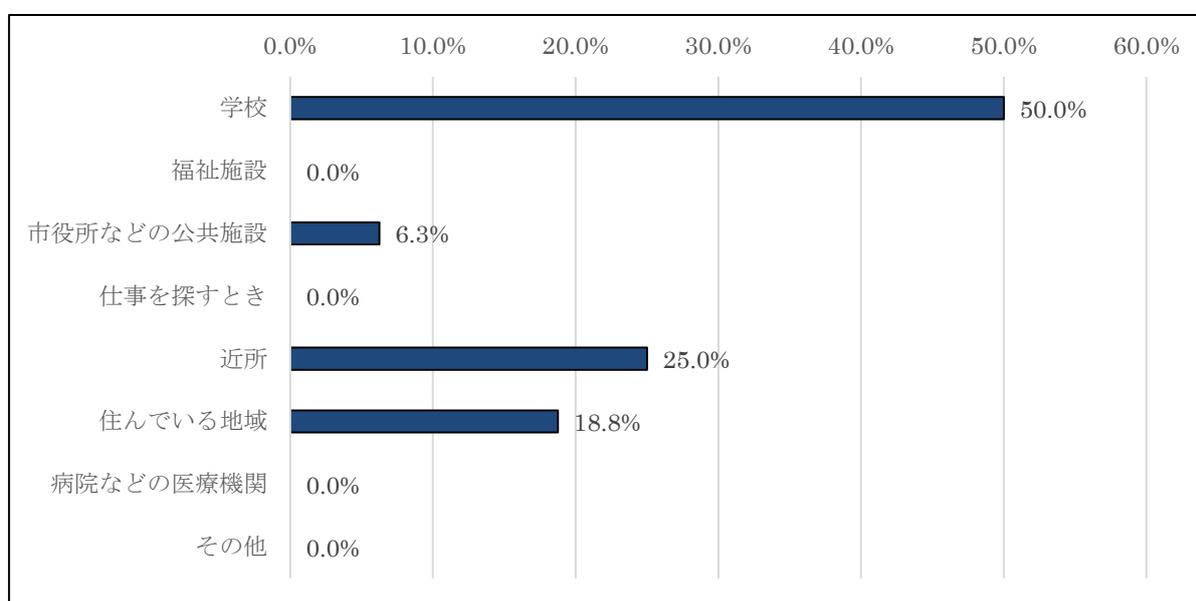
⑳あなた（保護者）は障がいや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。



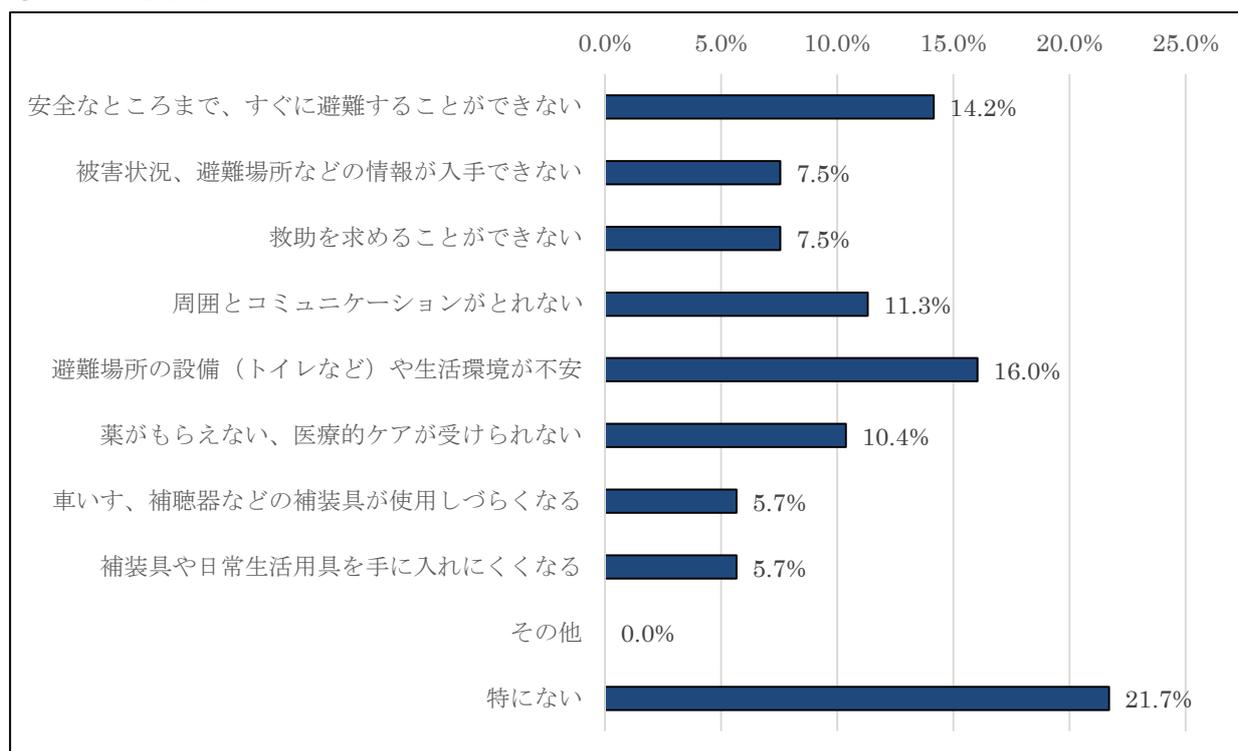
⑳あなた（保護者）は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



㉑どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。



②③火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。



2. 市内障害福祉サービス事業所（平成30年4月1日現在）

事業所名	所在地	電話	提供サービス
介護サポーターなのはな	柏木町 3-17-14	81-6520	居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護
特定非営利活動法人 いぶりたすけ愛 優サービス	桜木町 3-2-10	88-3003	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション あおい（愛桜）	登別東町 3-1-2	83-4039	居宅介護、重度訪問介護 同行援護
ジャパンケア登別	富岸町 2-11-12	82-1777	居宅介護、重度訪問介護 同行援護
在宅介護サービスくらしさ	登別東町 3-21-2	80-1701	居宅介護、重度訪問介護
サポートセンター心愛	中央町 5-1-1	84-4113	生活介護
地域生活支援センター o n e s e l f	常盤町 1-1-25	85-7518	共同生活援助（グループホーム）
障害者グループホーム アザリア	中登別町 141-5	83-0311	共同生活援助（グループホーム）
障害者グループホーム あじさい	中登別町 141-5	83-2030	共同生活援助（グループホーム）
精神障害者グループホーム のぞみ寮	鷺別町 2-32-1	82-2200	共同生活援助（グループホーム）
障害者グループホーム カワ セミ（翡翠）ヤマセミ（山翡翠）	中登別町 141-56	83-0700	共同生活援助（グループホーム）
グループホームきずな富士	富士町 1-14-9	83-5558	共同生活援助（グループホーム）
フィオーレ登別	桜木町 5-12-30	85-5080	共同生活援助（グループホーム）
若山ホーム	若山町 2-20-1	83-6223	共同生活援助（グループホーム）
就労支援センター ピアチェーレ	中登別町 24-120	83-3210	就労移行支援 就労継続支援（B型）
(株)ネットワーク	富岸町 1-10-7	85-1145	就労継続支援（A型）
就労継続支援施設 月とらいおん	幸町 3-6	88-1374	就労継続支援（B型）
すずかけ	富士町 7-1-1	85-2129	就労継続支援（B型）
フロンティア登別	中登別町 88-2	83-7878	就労継続支援（B型）
登別市総合相談支援センター e n	美園町 2-23-1	86-0707	計画相談支援、地域移行支援 地域定着支援

3. 市内障害児通所支援事業所（平成30年4月1日現在）

事業所名	所在地	電話	提供サービス
登別市児童デイサービスセンター のぞみ園	幌別町 3-17-4	85-7721	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
とらい	中央町 4-3-12	50-6100	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらい美園	美園町 4-1-6	83-6860	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらい若草	若草町 5-27-20	84-1199	児童発達支援 放課後等デイサービス

4. 用語解説

【か行】

●心の障壁の除去（ハートバリアフリー）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

【さ行】

●弱者感応式信号機

附属スイッチにより、横断時間を長くすることのできる信号機。

●重度心身障害者医療費助成

障がいの等級が1～3級（3級は内部障がい）の身体障がい者又はIQがおおむね50以下と判定又は診断された知的障がい者、等級が1級の精神障がい者が、道内の医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担分のうち、一部を所得等に応じて助成する制度です。

●障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に施策の基本となる事項を定めた法律です。また、国や地方自治体に障がい者等のための施策に関する基本計画の策定も義務づけており、本計画もこの法律に基づき策定しています。

●障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障がい福祉グループに「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者への支援などの業務を行っています。

●障害者週間

平成16年6月に障害者基本法が改正され、それまで12月9日を「障害者の日」と定めていた規定から、12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定める規定へと改められました。障害者週間の期間を中心に、国や地方公共団体では、さまざまな意識啓発に係る行事などが行われます。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」になりました。

◎主な改正点

- ・平成25年4月から

障がい者等の定義に難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動により身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方が障害福祉サービス等の対象となりました。

- ・平成26年4月から

障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化などが実施されました。

- 障害福祉サービス

利用者への個別給付として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分けられます。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的とする法律。（平成28年4月1日施行）

この法律では、障がいのある方に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動などを通じて、障がいのある方も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

- 小地域ネットワーク（実施主体：社会福祉協議会）

町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い、助け合いを行う活動です。

●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

◎対象者

(1) 精神通院医療

精神疾患により、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

(2) 更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる方。

(3) 育成医療

18歳未満の身体に障がいを有する児童や、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる方。

【た行】

●地域生活支援事業

障害福祉サービスの個別給付のほか、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な事業形態により事業を効果的・効率的に実施します。

事業の内容には、地域活動支援センター事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、相談支援事業などがあります。

●特別支援学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、その障がいを補うために必要な知識、技能等を養うことを目的とする学校。

●特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援するための教育。学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、これまでの障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱など）に加え、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などが加わりました。

【な行】

●日常生活用具給付

在宅の重度の障がい者等に対し、日常生活を容易にするために生活用具を給付する制度。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるという考え方。

【は行】

●発達障がい

発達障がいは、平成16年12月10日制定の発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。

●バリアフリー

すべての人の日常生活又は社会生活を営むうえで困難となる物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という考え方。

●バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称で、高齢者・障がい者等・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、民間事業主や地方公共団体などが一定の割合の障がい者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

●補装具給付

身体障がい者等や難病患者等の失われた身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、義肢や車いす、補聴器等の交付又は修理を行います。

●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場で関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたい人との調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」で、社会福祉協議会内にあります。

【ま行】

●民生委員児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地域内の生活に困っている人や障がい者等、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な助言、支援などを行います。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすることをいいます。

【ら行】

●ライフステージ

人間の一生における年代ごとの段階のこと。

●リハビリテーション

障がいのある人が、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のほか、精神的な回復訓練も含まれます。